

令和3年6月定例会会議録

令和3年豊郷町議会6月定例会は、令和3年6月8日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	今 村 恵美子
11 番	河 合 勇

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	山 田 裕 樹
企 画 振 興 課 長	清 水 純一郎
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ちあき
医 療 保 険 課 長	西 山 喜代史
住 民 生 活 課 長	長谷川 勝 就
会 計 管 理 者	小 西 直 美
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	岡 村 浩 孝
産 業 振 興 課 長	山 田 篤 史

上 下 水 道 課 長 森 本 智 宏
教 育 次 長 馬 場 貞 子

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長 神 辺 功
書 記 田 中 宏 樹

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

河合議長

皆さん、おはようございます。6月定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は11名で会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時59分)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、2番、辻本勇議員、3番、中島政幸議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は、率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は、会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問を行うよう、よろしくお願いいたします。また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆さんはご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、鈴木勉市君の質問を許します。

鈴木議員

議長。

河合議長

鈴木議員。

鈴木議員

おはようございます。新しくなりました議場で、囚らずも最初の質問となりましたが、私も初心に戻り、一般質問をいたします。

まず、前総務課長の処分について、町長に問います。

前総務課長が強制わいせつ罪により逮捕された問題で、3月議会で再任用に関する事務取扱要綱に基づき解職を求めましたが、「現在は処分保留で、懲戒審査委員会で判断していただきたい」との回答でありましたが、次の点を明らかにしていただきたい。

いつ調査委員会を開いたのか。どのような処分になったのか。どのように公表したのか。

次に、2021年度の職員体制について、町長に問います。

2021年度、職員体制について、次の点について説明を求めます。

どのような基本方針で人事を行ったのか。2つ、職の設置に関する規則に基づく社会教育課長、住民生活課長補佐が置かれていないのはなぜか、説明を求めます。

旧豊郷小学校群の管理体制について、町長、教育長に問います。

旧豊小群は、現在は教育委員会が管理をしていますが、教育委員会が9月から新庁舎に移動するに当たり、今後の管理・運営をどう考えているのか。また、旧豊小群は普通財産になっているのか、教育財産になっているのか、説明を求めます。

4点目、ひまわりクラブの整備改善について、町長、教育長に質問をいたします。

「豊郷町放課後児童健全育成事業、学童の設備及び運営に関する条例」は、「学童を利用している児童は、心身ともに速やかに育成されることを保障する」とし、最低基準を定めていますが、次の点について明らかにしていただきたい。

1、専用区画の広さはどれだけか。

2、適切な遊びと生活の場として、どのような教材、遊び道具を備えているのか。

3、ひまわりクラブでは指導員が1人欠員になっていますが、補充のめどはどのようなのか。

4点目。指導員の資質向上のためにどのような取組をされているのか、説明を求めます。

最後に、投票所の見直し検討がどうなったのかについて、町長に問います。

2019年12月議会で同様の質問をいたしました。選挙管理委員会の定例会で、「2020年の1月には、実際に歩いて議論してみよう」ということになったとの回答でありましたが、その後の検討がどうなったのか、説明を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 おはようございます。鈴木議員の前総務課長の処分を問うについてお答えします。

①いつ、懲戒審査委員会を開いたのかにつきましては、令和3年3月15日、月曜日、15時から16時30分まで開催しております。

②どのような処分になったのかについては、停職処分6か月です。停職の期間は令和3年3月17日から令和3年3月31日まで。再任用期間が更新された場合、その期間に応じて当該処分について延長し、令和3年9月16日までです。

③どのように公表したのかについては、令和3年3月17日の午後1時に、報道機関へファックスをするとともに、ホームページへアップしました。

次に、2021年度の職員の体制を問うについてお答えします。

どのような、基本方針で行ったのかについては、令和3年度の職員体制につい

ては、管理職以外で、職員育成の観点から、3年から5年の職員の人事異動を行いました。今年度に異動できなかった職員は、令和4年度に対応することとしております。管理職については、ワクチン接種、庁舎建て替え、再任用の雇用の関係から、令和3年度は異動を少なくしております。

②の職の設置に関する規則に基づく社会教育課長、住民生活課長補佐がないのはなぜかについてお答えします。

豊郷町の職員構成については、平成3年度から正規職員を採用し始めています。それまでの10数年間は採用がない時代でした。その空白が今の管理職が若手であることに表れております。また、平成16年度に採用がありましたが、それ以前4年空いていますし、それ以降、平成20年度まで採用がありませんでした。この空白が今の課長補佐に昇格しなかった原因でございます。

次に、旧豊郷小学校群の管理体制を問うについてお答えします。

①今後の管理運営はどうするのかについては、まず、平成20年5月16日に、まちづくりプロジェクト委員会の答申の共通認識の中で、校舎は、教育施設、福祉施設として活用すること。利活用方法で、豊郷町の教育振興拠点として活用し、併せて施設の管理運営に努めることとあるため、教育委員会事務局が旧校舎に入居し、管理をしておりました。

それから10年以上が経過し、アニメファンや映画、ドラマの撮影、商品の販売などにより、教育福祉施設で活用するよりも、観光の面で活用するほうがよいのではという雰囲気になってきております。そのため、観光協会と連携しながら管理運営を行いたいと考えておりますので、産業振興課長と教育委員会次長と協議を行っているところです。また、観光協会にも投げかけており、今後、関係者も含めて協議をしていく予定です。

あと、豊郷小学校旧校舎群は、登録有形文化財として登録しております。今後改修するときは補助金との関係もあることから、教育委員会も引き続き管理をしていただくようお願いしております。

②旧豊小群は普通財産か教育財産か明らかにされたいについては、豊郷小学校旧校舎群は、平成15年1月29日に校舎、平成18年8月24日に校舎の宅地と酬徳記念館とその宅地、前庭、平成20年2月19日に講堂とその宅地を普通財産として総務課に引継ぎされ、現在、総務課の行政財産となっておりますが、まちづくりプロジェクト委員会の答申を受けて、平成20年8月に協議を行い、管理運営を教育委員会で行っております。

次に、投票所の見直し、検討はどうなったのかについてお答えします。

申し訳ございません。2019年12月議会で、「1月に実際に歩いて議論し

よう」と回答されていることを知りませんでした。確認しましたところ、2020年2月に、選挙管理委員と職員が投票所全てを回り、状況の確認をしております。その後の3月の選挙管理委員会で、投票所を増やすのではなく、ほかの方法で投票率を上げることが大事ではないかと協議したようです。

私自身、令和2年度から選挙管理委員会に参加させていただいておりますが、全投票所を確認したことは知りませんでした。私自身、第5投票区の人が多いので、どうにか対応できないか疑問に思っておりましたので、このことについて投げかけました。

その中で例えば、高野瀬区が投票人数が少ないので、隣地である沢と同じにしてはどうかと協議を行っております。正式には訪問はしておりませんが、沢の役員会で、投票区が高野瀬と一緒にした場合、どうかをお聞きしましたところ、投票所が近くなるのでよいのではという意見はあったものの、すぐにでも賛成ということではなかったようです。

選挙委員会からも、沢区の後、高野瀬区の見解も聞いて慎重に扱うようにと言われておりますので、今後、両方の意見を聞いて調整できればと考えております。

以上です。

教育次長

議長。

河合議長

馬場貞子教育次長。

教育次長

それでは、私の方からは、鈴木議員のひまわりクラブの整備改善を求めるのご質問にお答えをいたします。

まず、①の専用区画についてですが、ひまわりクラブの専用面積は266平方メートルでございます。

②の学童として備付けてある教材については、各ご家庭にもあるようなブロック、各種ボール、縄跳び等でございます。

③の指導員1名の欠員につきましては、教育委員会事務局といたしましても、頭を悩ませているところで、4月以降、防災無線やハローワーク等で募集をかけている状況でございます。

④の指導員の資質向上のための取組といたしましては、令和2年度では、一般財団法人滋賀学童保育支援センターにて、令和2年度滋賀県放課後児童支援員等資質向上研修事務があり、本町からは1名の指導員が受講しております。

以上です。

河合議長

鈴木議員、再質問ありますか。

鈴木議員

はい。

河合議長

鈴木議員。

鈴木議員

それでは、まず、前総務課長の処分の問題について、再質問いたします。

回答で、調査委員会が3月15日に開かれて、停職6か月の処分が新聞等で公開をしたと、おおむねそういう回答であったというふうに思います。これがその新聞で、3月18日付の朝日、毎日、中日、読売新聞ですが、いずれの新聞もほぼほぼ豊郷町総務課長、罰金の略式命令、そのような見出しで、3月15日に県の迷惑行為等防止条例違反で略式起訴され、罰金30万円が即納されたというふうに報道がされています。

幾つかの質問ですが、1つは、懲戒委員会は、15日に開かれたとの回答でしたが、その同じ15日に略式起訴がされていて、結果としてかもしれませんが、略式起訴と懲戒委員会が開かれたのが同じ日になったのは偶然なのかなという疑問を少し感じました。

と言いますのは、私が一般質問したのは、3月8日でした。そして、そのときの回答が、近々、懲戒委員会を開いて判断をしていただきたいとの回答でしたが、懲戒委員会を15日に開くということを決めたのはいつなのか。懲戒委員会が開かれたのは15日なんですが、開くと決められたのはいつなのか。当然8日以降にはなるとは思うんですが。

と言いますのは、この報道の中の朝日新聞は次のように書いているんです。朝日新聞は、略式起訴を受け、町は17日、前総務課長を停職6か月の処分をしたと。朝日はこう報じたんですね。これを読みまして、私、この起訴を受けて開かれたというような印象であると、朝日をこのままストレートに読めば。そこで、あらかじめ15日に略式起訴されるということが事前に分かっている、その15日、懲戒委員会が開かれたのではないかという、これは私が疑問を感じたからこういう質問をさせていただいたのです。

それから、豊郷町職員懲戒審査委員会規則第4条には、「町長から委員会に懲戒審査の要求があったときは、委員長は速やかに期日を定めて、これを招集しなければならない」と定められていますが、町長から町部局からいつ委員会の招集を要求されたのか。15日の委員会を招集された期日はいつなのか、説明をお願いいたします。

2つ目は、停職6か月の処分ということでした。これも新聞によれば、前総務課長は、同日付で依願退職したとあります。今、回答にもありましたが、再任用職員であったので、停職6か月なんだけど、3月31日までと。それ以降は及ばないと。再任用をされたり、されない。非常に分かりやすく考えれば、停職6か月の処分でも、実際は、実のところは職員としてほぼ何の影響も、何のとは言いませんが、ほぼ影響を受けてないことになるのではないかというふうに思うん

です。

これが正規の職員の場合でありますと、懲戒処分を受けますと、昇給や退職金に大きな影響が出てまいります。前総務課長の場合は、今、再任用職員で一度退職金を受け取っておられますから、ほぼ影響を受けないということになると。逮捕されたのが2月2日でした。依願退職するまで給与が支払われていたのかどうか、町民の素朴な感情から見てね。説明をお願いします。

3つ目は、停職6か月という懲戒委員会の処分は、何を根拠にして決められたのか。豊郷町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例では、「戒告、減給、停職または懲戒処分としての免職」とあり、3月議会でも引用した「豊郷町職員の再任用に関する事務取扱要綱」には、「再任用職員が次の号のいずれかに該当するときは町長はその職を解くことができるもの」、解職がありますが、先ほどの「職員の懲戒方法及び効果に関する条例」には、その解職規定は定められていません。

ですから、懲戒委員会では、この再任用職員の解職規定を議論されて、結果として、どちらが適用されてこの処分になったのか、説明をお願いします。

最後に、私が一般質問したのが3月8日、略式命令が出たのが15日、そして調査委員会が開かれたのも15日、新聞に掲載されたのが18日でした。3月議会は24日が最終日で、当時は議会開会中でありましたが、議会にはこれらの重大な問題について報告がありませんでした。これは明らかに住民を代表する議会軽視ではないかと思うのですが、なぜ議会に報告がされなかったのか、説明を求めます。

以上です。

総務課長

議長。

河合議長

山田総務課長。

総務課長

鈴木議員の再質問にお答えします。

まず、懲戒審査委員会は、3月15日に開催しておりますが、開催通知は令和3年の3月8日に通知しております。2月の15日頃から、生駒先生と懲戒審査委員会のやり方について協議を行ってございました。それと併せて、委員の皆様は、2月19日以降に日程調整を行いまして、日が3月15日にまとまりましたので、3月8日に通知をしたということです。

結果については、当初は、この15日に大津の検察に行くということは全く知りませんでした。それで、懲戒審査委員会は1回で終わる予定は、当時しておりませんでした。ですが、午前中にそういう判決が出たという情報が入りましたので、その日に停職6か月というふうに決めさせていただきました。

それと、処分の関係につきまして、職員の再任用に関する事務取扱要綱でいっ

たのか、どうなのかということなんですけども、これにつきましては、3月の6日に退職届が出されましたので、停職6か月というのは、この分限に関する手続及び効果に関する条例と再任用に関する事務取扱要綱のどちらとも該当することになっていきます。

それで、事務取扱要綱の中では、解職で再任用職員が退職を願い出た場合とありますし、逮捕された場合のことも書かれております。ですが、その前に、もう退職届が出されましたので、そのような結果になったということでございます。

あと、地方公務員法で退職を受けてしまいますと、処分を科すことができなくなりますので、処分をした日と同日付で退職を受理したという形でございます。

給与については、そこまでは一応職員でございますので、支払われました。

あと、3月の議会中、最終日まで日があったのに議会の方には報告がなかったということにつきましては、ちょっといろいろな関係がございましたので、発言を控えさせていただいたということでございます。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再々質問ありますか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 もう終わったことでありますから申し上げますが、最後に、先ほどこれも引用した新聞によりますと、では、町長は、二度とこのような不祥事が起きないようにコンプライアンス意識、企業なんかがいう法令遵守の徹底を努めるというコメントを出されていますが、私は、まず町民に謝罪をしていただくのが先ではなかったのかと思っているんです。事件が発生した際の報道では、そのようなコメントがされているのは重々承知をしています。やはり処分が確定したコメントですから、やはりまずは町民に謝罪をしていただくべきではなかったのかと思うのが1点と、それから、またほぼ職員としての、先ほど言った実害、影響を受けられないような処分、私は多くの町民が納得されるとは思いませんが、様々な声もお聞きしていますが、この点について町長の見解を最後に求めておきます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、鈴木議員さんの再質問にお答えします。

発生当時、しっかりと、あれは2月の2日だったと。報道陣の日程調整をしながら、しっかりと町民の皆さん、ならびに携わる皆さん方に謝罪をさせていただいたところでございます。

そして、最後、何でできなかったというのは、これはいろいろな関係機関のご指導をいただきながら対応してまいりました。そして、諸般の状況等を勘案した中で、こういう状況でございます。いまだに町民の皆さん方は、大変やったなど言うて、ねぎらいの言葉をいただいておりますので、謝罪が足らんということは、私は思っておりません。どうぞご理解のほどよろしく申し上げます。

河合議長 鈴木議員、次の質問行ってください。

鈴木議員 はい。

次に、人事問題ですが、3年から5年の間の普通職員の異動をし、関連は管理職を少なくして、今こういう状況になっているのは、長期間空白で職員の採用がなかったことの反映だという趣旨の説明だったと思うんですが、私の質問は、この豊郷町職員の職の設置に関する規則では、その趣旨で町長の事務局の職員の職の設置に関し、必要な事項を定めると。第2条で、次の号に掲げる職を置くとされていて、課長、課長補佐とすると。あとずっと作業員まで。また、同じように豊郷町教育委員会事務局組織規則では、事務職員として、教育次長、学校教育課長、社会教育課長云々とされているんです。

ところが、これが、この5月に配られた広報の人事体制を見ますと、社会教育課長、社会教育課は、加藤さんは人名でもう言いますが、社会教育課長補佐になっていて課長がこの課にはおられません。公表されたこれではありません。

また、住民生活課には課長補佐もありませんが、職員の採用がなかったということとは別に、こうしなければ、管理職が不在に、こうしなければならなかったという理由があれば、それを説明をお願いをしたいと。

社会教育課については、社会教育課のこの方の辞令は、社会教育課長なのか、社会教育課長補佐なのか、この方の辞令がね。この説明をお願いを、これを明らかにしていただきたい。

この職員体制では、2つの点から問題提起したいと思うんですね。1つは、職員の立場から見てどうかという問題。特に、例えば、住民生活課だけに課長補佐がないというのは、率直に申し上げまして、口に出して言われるかどうかは別に、やっぱり何でそこだけないんやと、一般的にはそうなりますよね。普通はそういう感情が、疑問が出てくるのは当然ではないかと。まして、課長補佐がいなくなれば課長の責任が重くなる。これを見たら、住民生活課はよっぽど仕事が減ったんだろうかというふうに私に言われる方も、いやそういう受け止められる方もおられます。

だから、要するに誰が考えても、これは不公平なのではないかと。こういう状態では、職員の中に疑問、不公平感を生み出し、職務の執行の意欲に支障を来す

のではないかという心配をしているのですが、この点について説明をお願いします。

もう1つの視点は、町民から見た場合に、このような体制がどうしてあつただけは補佐がないんやと、よく聞きます。社会教育課は、何や鈴木さん、課長いいひんのかいなと、誰に言いに行ったらええんやという声もお聞きます。

そういう意味では、こういう体制というのは、町民の中にも様々な疑問とか、どうしてというのを生んでいます、これについてどう説明されるのかね。

これも最後にしますが、1年間このままの回答で、課長や補佐型でいくのだろうか、どうだろうかと心配をしているのですが、もし回答いただけるのであれば回答いただきたい。これは人事に関する問題ですから。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 鈴木議員の再質問にお答えします。

まず、今、1級の職員の割合が22.4%、2級の割合が17.3%、3級の割合が27.6%、ここから管理職になっていくんですけど、4級が17.3%、5級が10.2%、6級が5%で、管理職は32.3%で、それ以外が69.7%です。40代以下の職員が69.7%ございます。

なので、当時、人事異動を決めるときは、課長補佐が1名足りないので、若手を上げるのかどうかで正直悩みました。ですが、職員の構成がいびつでありますので、特に3級の中でも上の方というか、次、課長補佐になっていく方を住民生活課に配置して、それでお願いできないかなということを決めさせていただいた経過がございます。

あと、社会教育課については、24年4月1日から、課長は配置しております。それまではずっと課長補佐での適用でございました。

あと、私は、平成5年に役場に入っておりますが、その当時は、課長補佐は人権同和対策課に1名だけで、あとは全部課長だけの時代でした。そこから数年後に課長補佐が増えてきたということもありまして、必ず、事務分掌の中では、規則の中では、全部の職員の名前が書かれておりますが、そういう時代があったということと、今の、特に産業振興課なんかは、主任、主査がいてない課もございます。若手がかなり多いということで、人事異動もかなり悩んだということもございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

伊藤町長 はい。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、鈴木議員さんの再質問にお答えします。

社会教育課で課長にしたのは、私のときでして。何でやいうたら、その年代は相当管理職が多かった年代。それで、よその町ですと、参事とかああいう形の役職の方がおられましたのですけれども、そういう役職をせずに、豊栄のさととは社会教育課長ということで、そういう形で課長職を充てたわけでありませう。

今回は、おっしゃるように、その年代、先ほど課長のお話にありましたように、特に、就職氷河期の辺りを採用云々は、世の中動いておりますし、管理職採用という形で行政もやりたいなと思ったんですけど、なかなか、言うちゃ悪いけれど、ぽっと来たもんが行政の役職ができるかというのも難しい面があります。

そしてまた、県からの出向云々等も検討したことがあるんですけども、それよりか、やっぱり地域の職員をしっかりと育てていくというのが一番大事ではないかなということで、今回はそういうような形で、ちょっと皆さん方、不信に思われる人事配置になったんですけど、住民課長にはもう、こんこんとお世話になる言うて頭を下げております。はい。しっかり。それとまた、今もう1人、主任ですか、いますけれども、しっかり対応してもらい、あとはまた、課長がちょっと、やっぱり鉄人ではないですけども、何かあれば、それぞれの課長、特に総務課を含めて、あらゆる課長がフォローするという形を取ってまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

社会教育課長の辞令につきましては、社会教育課長を命ずるという辞令を交付しておりますので、よろしく願います。

河合議長 鈴木議員、再々質疑ありますか。

鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 先ほども申し上げましたけれども、今町長からも回答がありましたが、職員の構成でなかなかそういう十分なものになってないというのはよく分かります。ただ、最後に質問しておきたいのは、先ほどの前総務課長の処分でもそうですが、やっぱり本当に納得のいくものにならないと、コンプライアンス意識やらコミュニケーションを徹底するというだけで、なかなか職員の意欲というか、ができないんじゃないかと思っております。

4年前に発生をいたしました豊栄のさと駐車場問題でも、コンプライアンス意識を徹底していけたらということが言われましたし、問題の質は違いますが、

今回も同じような事案が起きているんです。先ほどの豊栄さと駐車場問題のてんまつ書の最後は、風通しのよい職場をつくることが重要だということが書かれていましたが、ここがなかなかいかないというのが、ずっと今般に続いていると。昨年度、社会教育課でも、それぞれの理由があるにしろ2人が退職され、1人が年度途中になるというようなことが起きている。

私は、豊郷町職員であることに誇りを持ち、町民に奉仕、サービスする職員を育てる。そういう人事体制をつくり、役場をつくる。そのためには具体的な取組が必要だというふうに考えているんです。単にコミュニケーション、仲よくしましょうというだけでは、私はこれを実現していかないのではないかと。

その1つとして、私が一番考えているのは、行政は法定主義ですから、それぞれの仕事の基になっている法や条例、規則を学び、具体的な事例に即して、それをどう運営していくのか。そのための課題や問題は何かについて、業務上執行の上で、職員の間で議論する。そこから本当のコミュニケーションが生まれてくるのではないだろうかというふうに思うのですが、その点について、最後に見解を求めておきます。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 鈴木議員さんの再々質問にお答えいたします。

社会教育課に関してですけど、職階としては補佐であります。前年度と大きく変わったところは、今言われましたようにコンプライアンスをどういうように守っていくかということで、週1回の定期のミーティングを管理職級で行って、豊栄のさと、社会教育、社会体育等の活動、運営状況を逐一共通理解を図っているところでございます。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 鈴木議員の再々質問にお答えします。

ちょっと非常に難しいことを言うてくれはったんですけど、確かに職員は法令、条例、規則をよく学んで、それに基づいて仕事をしていく。それを、同じ職場内、また、ほかの課、関連する課で議論を深めてよりよいものにつくっていく。それで、コミュニケーションを育てていってはどうかということは、非常にそのとおりだと思いますが、なかなか今の、どう言ったらいいんですか、事務処理を見ていると、もう職員は事務に追われていて、法規、条令、規則などを熟読するというか、勉強する時間があんまり取れてないのかなと思います。

それで、それを議論するという事は、なかなか今の状態では難しい、どうかと思うんですが、すごいいいことを言うてくれたなどは、すごい感じております。そのようにできるようになればいいと、ちょっと勉強になりました。ありがとうございます。

河合議長 次の質問をしてください。

鈴木議員 総務課長の手腕に期待をしておきたいと思います。

次に、旧豊小群の問題について質問いたします。普通財産で、現在3者で協議中ということであったと思いますが、確認をしておきたいのは、周知のとおり、自治体の公有財産は行政財産と普通財産に分類され、財産の管理は地方公共団体の長の権限に属していますが、教育財産の管理は、教育委員会の権限とされ、地方公共団体の長の権限は及ばないというふうにされています。

先ほどの回答で、旧豊小群は普通財産ですから、これはこのとおりで言えば、行政が管理しなければならないのです。ところが、平成21年4月に定められた旧豊郷小学校群の管理運営に関する規則では、施設の管理運営は、豊郷町教育委員会がすると。このものを問われなければならないということは指摘をさせていただきます。

しかし、とにもかくにも、この規則に基づいて今までは運営されてきたんですが、この9月から変わるということで、どうなるのかという問題です。今、3者で協議中ということでしたが、やっぱりその前に、私はこの旧豊小群を基本的にどういう施設として活用していくのかという、この基本的な議論を先にしておかないと、この問題は定まらないのではないかと。先ほど説明もありましたが、裁判の和解によって、この施設は教育福祉施設として活用するという事になっていて、教育委員会云々ということの、先ほど総務課長の答弁だったと思うんです。

今のままでは2階は使えない。ところが、一昨年でしたか、産業観光には、使用できないにもかかわらず、何年前かに2階を使って産業振興課で、マルシェ、市場が開かれました。これはおかしいのではないかと一般質問をしたことに、これには今、使えないんですよ、こういうところには。

こういう問題が起きるのは、やっぱり先ほどよりどのように活用していくのかという基本がやっぱりできていないからだということで、せっかく残された貴重な財産です。アニメで一躍脚光を浴びているんですが、私はそれよりも前に、まず、この施設は町民が親しみやすい、町民に愛され、町民が使いやすい施設であるべきではないかと。そして、全国にも発信できる、そういう施設であるべきではないかと思うんですが、もうかなりの時間が過ぎていきますので、この際、基

本的に、抜本的に今の3者だけの協議ではなく、広く基本的にこの使い方を含めて、管理運営をどうしていくのかという検討をしたらどうかと思いますが、回答を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 鈴木議員の再質問にお答えします。

町部局としましては、今の旧校舎の現状を見てますと、観光の拠点にしていきたいと考えております。なので、実はもう、令和2年度になるんですけども、企画振興課の方に、今後もう一度まちづくりプロジェクト委員会を開いて、旧校舎の利活用の意見をまとめてほしいというお願いをしておりました。その後、ヴォーリスさんが改修の関係で豊郷町に来られたときに、役場に寄っていただきまして、そのこともちょっとお話しさせていただいております。

あと、観光協会の理事長とも、まだ僕だけしかしゃべってないんですけども、いろいろちょっとお話をしておりまして、観光協会の方からも、こういうふうな提案をしたいということをお願いしておりますので、今後、関係機関とそのことについてお話をしていき、取りまとめていければと考えております。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再々質疑ありますか。

鈴木議員 いや、次に行きます。

河合議長 次の質問、どうぞ。

鈴木議員 次に、ひまわりクラブの問題ですが、今、回答いただきました。

まず、大きさは260平米ということでした。その前に、過日10数年ぶりにこのひまわりクラブへ足を運びました。孫が学童で通っていた頃とほとんどその状況が変わっていないということに、逆に驚かされました。孫が通っていた代は、例えば、子どもたちが帰ってきたときに、ランドセルを置く場所もなく、その後ようやく今のバスケットが置かれるようになっていましたが、今もそのまま続けていました。もう十五、六年前の話です。当時使われていた丸い机もそのままありまして、あの緑の机ですが。この机の脚が潰れているというような状況で、非常に驚かされました。

当時は、学童保育をめぐる明確な法律がありませんでしたが、保護者や指導員の、子どもたちに生き生きとした放課後をとという強い願いに基づく取組によって、平成24年に、子ども・子育て支援法関連3法案が制定され、平成26年5月には、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、学童が、厚労省の局長の通達が出されて、本町でも厚労省の局長通達を受けて、平成26年9

月29日付で、本町の9月議会に提案されていましたが、豊郷町放課後児童健全育成事業の設備及び関連する条例、基準を定める条例がつくられています、成果として。この条例に基づいて幾つか質問をいたします。

まず、その条例の第9条では、学童には、遊び及び生活の場としての機能ならびに静養するための機能を備えた区画、専用区画を設けるとされており、その広さは、児童1人につき、おおむね1.65平米以上でなければならないとされています。今、ひまわりクラブ、大方夏季も含めて55人ですから、90.75平米が最低になるんですが、それ以上は確保されているということになります。

ただ問題は専用区画という位置づけです。ひまわりクラブが使用しているランチルームは、学童の専用区画なんです。専用区画ですから、当然そこを使用する権利はひまわりクラブに主権はあるはずです。

ところが、今もなお、孫が通っていた時代を含めて、学校が年に数回ランチルームを使うこともあり、その時間帯は学童に使えないという事態が今も必ずあるそうです。これはやっぱりおかしい。条例に照らして、ランチルームは学童の専用区画として明確に位置づけるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。これは条例にそう書いてあります。

2つ目は、遊び及び生活の場をどう捉えるかです。学童では、休息、遊び、自主的な学習、おやつなどの取組が行われますが、中でも遊びは単なる遊びではなく、自発的、自主的に行われるものであり、子どもにとって認識や感情、主体性などの様々な能力が総合化される、ほかに代え難い不可欠な活動であると、遊びは位置づけられています。子どもは遊びの中で、他者と自己の多様な側面を発見できるようになり、遊びを通して他者との共通性と自己の個性に生きる。このような立場で、遊びを捉え、日常子どもたちに接する必要があります。

質問いたしましたのは、そのための教材をどれだけ準備されているのか。ブロックとありましたが、私が見てみますと、例えば、子どもたちは運動場でただ遊んでいるだけなんです。外遊びのための、例えば、野球道具、サッカーボール、バトミントン、ドッジボールなどなどが必要なのではないでしょうか。

室内では、けん玉、野球盤、将棋、オセロ、五目並べ、三目並べ、各種のゲーム、今までは折り畳みの卓球もありますから、揃えるべきだと思います。今日ここに並べてあります。これも学童で行われている遊びです。非常に子どもたちの意欲を育てるということで、もうほとんどお金が要りません。ナンクロ遊びと言いますが、これをお借りしてきました。これを指導員と2人でやる遊びです。これはほとんどお金かかりません。こういうものをやっぱりきちっと整備をして、一度検討して、備えるべきではないかということ、まず申し上げたいです。

が、回答を求めます。

次には、指導員の欠員は頭を悩ませているというのはもうよく分かりました。それは承知をしております。

次には、そのようなツールがそろっても、それらのツールを指導員が使って、一緒にボールを蹴り、走り、ゲームを楽しむという指導ができなければ、子どもの成長は見込めません。

条例第7条には、職員はできる限り児童福祉事業の理解及び実態について訓練を受けていた者でなければならないとされ、今は参加されているようですが、先ほども回答がありましたが、数年前までは、学童県連協が行う研修会には、本庁からの職員がありませんでしたが、最近参加されているようですが、よりこれを具体性を求めたいと思います。

最後に、生活の場としての学童について質問します。

今は何よりコロナから子どもたちの命を守る対策が必要です。ひまわりクラブには、まだ今は検温器がおでこに当てるものが1つしかありません。今はやはり自動検温器を置くべきだと思います。豊栄のさとに置かれてる自動検温器はマスクをしてないと、AIがマスクがありませんよと注意をしてくれます。やはりこういう検温器を置くべきではないでしょうか。空気清浄機が何台か設置をしていますが、先ほどの大きさに比べて、それに見合ったものか。

そして、何より私が驚きましたのは、子どもたちの外から帰ってきたときに、水道で手を洗って、共有のタオルで手を拭いているという姿を見ました。これにはコロナ対策のこの時期、率直に驚きました。やはりペーパータオル等、タオルセットの容器を早急に用意して、このひまわりクラブのコロナ対策を整備、充実することを求めますが、回答をお願いします。

教 育 長 議長。

河合議長 堤教育長。

教 育 長 鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、最初の占有区画であるんじゃないかと。それを学校も使っているやないかというご指摘ありましたけれども、このことにつきましては、年に何回かあるのは、これは事実でございます。そういったときに、学童クラブさんの方に、今日は図書館で過ごしてくださいとか願っているのは事実であります。どちらかというところとそういった大きな部屋でありますので、なかなかほかに、学校としても代用するところがないので、そこは、共用しながら過ごしていきたいなということをおっしゃっておりますので、ご理解いただきたいと思います。まず、1点目、そういうふう

2点目の遊びに関してですが、確かに、僕は、子どもたちの中で遊びを通して子どもたちとの人間関係を築いていくというのは、非常に大事なかなということを思います。まずは、そのためのツールとしては、よりよくいろんな種類のツール、遊び道具があったほうがいいかなということを思います。また、知的玩具的なことも、そういったことも併せて考えていく必要があるかなということを思っていますので、今後、今0かと言うたら、確かにあるのはあるんですけど、そういったご意見も踏まえて、また、子どもたちの意見、また、指導者もそういったことに共に子どもたちとゲーム等しながら、指導者と子どもとの信頼関係を築くことも大事じゃないかなということを思っていますので、そういったことで、また取り組んでいきたいと思います。

指導員に関してですけど、いろいろと工夫を練っているんですが、なかなか欠員を補充することが難しいんですけど、先ほど言いましたように、私は、指導員の方の成長研修というのは非常に大きいかなと思います。その中の1つに、やはり、できたら研修も行っていただいて、子どもの発達学、発達というのをどのように捉えるかというところ辺の学びという研修も必要じゃないかなと。そうすると、子どもへの対応等もまた変わってくるのではないかなということを思っていますので、そういったいい研修、また、いい書物等があれば紹介していきたいなど、こういうふうに思っています。

あとは、手洗いのことですけど、これもあってはならんと思ってます。すぐに指導したいけど、ただペーパータオルになりますと大変な量になるかと思しますので、個人の物を特定して、それを使うというようなところ辺の指導を行っていきたいと思います。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再々質問ありますか。

鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 こういう学童保育情報とか、いろいろとたくさん出ていますので、ここからは、指導員の遊びのやつも出ていますので、またご紹介をさせていただきます。

最後に、いろいろ指摘をしてきましたが、豊郷の学童の方が、ほかの自治体に比べて、私は最も優れている点が1つあると。それは公設公営で実施をされているということだと思います。周辺の自治体では、民間に委託するところが出てきていますが、豊郷の子どもは豊郷の教育委員会が責任を持って育てると、そういう立場から、今後も、公設公営を維持していくことを求めますが、回答を求めます。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 確かに貴重な意見としてお受けいたしました。参考にしていきたいと思います。

以上です。

河合議長 鈴木議員、次の質問、行ってください。

鈴木議員 最後になりますが、投票所の問題については、一番身近な直近の町会議員選挙での各投票所ごとの格差や不公平さについては、2019年の質問で具体的に指摘をしておきましたので、もうこの場では繰り返しません。ただ、投票権の行使というのは、憲法に保障された重大な権利であり、それが公私にわたり不公平があってはならないというのはもちろんだと思います。

先ほど具体的に第5投票区をどうするのかという検討が定められているということがありましたので、これだけで投票率の向上につながるものではないとは思いますが、ぜひ、今、検討中ということではなしに、これを、いつの選挙から、一日も早く、取りあえず当面今改善しようとされている第5投票区の改善について、一日も早く実施を求めて、私の質問を終わりたいと思いますが、最後に回答をお願いいたします。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 鈴木議員の再質問にお答えします。

先日6月1日に選挙管理委員会がありまして、そのときに、沢区の役員会での報告を行いました。次に、高野瀬の役員会で一度聞いてみて、その後、再度正式に両区長に協議しに行こうと思っております。

選挙管理委員会には、委員からは慎重に扱うようにと言われておりますので、今年度中、3年度にはまとめて、来年の4月1日からは変更できるように、頑張っていきたいと思っております。

以上です。

河合議長 鈴木勉市君の質問が終わりました。

続きまして、日比野雄二君の質問を許します。

日比野議員 議長。

河合議長 日比野議員。

日比野議員 それでは、質問いたします。

私の質問は1問だけですけれども、まず、事項としまして、全町民に対するコロナワクチン接種の日程計画と完了予定日を問うということで、概要にございま

すように、今やコロナワクチン接種は、町政の最重要課題であり、第一にしなければならない事業です。町の全ての資源を最大限に活用し、実施しなければならない事業ということで、私も先週一応1回目の接種をしたんですけども、そのときに、職員の皆さんにおいては、スタッフとしてたくさんの方が土日休日出勤等対応していただいております。非常に感謝しております。

このため下記を問うということで、1、2、3とありますけども、私なりに考えた年齢の層別です。これは65歳以上の町民、それと、16歳から64歳の町民、それと、16歳以下の町民ということで、これは私が世間常識的にこの判断でやるんだらうということで書いたものですけども、町におかれましては、実際どのような方策でやるかは、具体的に回答の方をお願いします。

その中で、まずともにですけども、接種の計画と完了予定日。当然、予約と実施と完了ということで、それを問うと。

2番ですけども、会場に行けない町民の接種方法。当然、集団接種ということで、会場に行けない場合、どのような方策で100%住民の接種を完結するのか、町としての対応の検討及び実施内容を問う。

それと、どこのメーカーのワクチンであるか。ワクチンメーカーによっては、血栓ができるとかいろいろとありますので、町民の不安材料も多いと思いますので、そこら辺を含めて、回答の方、お願いしたいと思います。

以上です。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、日比野雄二議員の、全町民に対するコロナワクチン接種の日程計画と完了予定日を問うのご質問にお答えをいたします。

まず、65歳以上の町民に対する計画と完了予定日につきましては、集団接種の方を現在も実施しておりますが、今後も実施していき、現時点での完了予定日は7月25日となっております。

会場に行けない方のうちの入院者につきましては、現在入院されている医療機関による接種となる見込みですけれども、現時点で実施方法等については決まっておりません。

また、施設入所者については、巡回による接種を行うよう、現在施設と日程調整中でございます。

自宅療養者につきましては、接種方法等、医療機関との調整を行っております。

使用するワクチンメーカーにつきましては、ファイザー社製となっております。

次に、16歳から64歳の町民に対する計画と完了予定日についてですけれども、5月31日に「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について」という厚生労働大臣の指示の方が改定されまして、6月1日から、これまで16歳以上とされてきた対象者が、12歳以上の者までの範囲が拡大されましたので、これに併せてお答えをいたします。

まずは、基礎疾患を有する方を優先して接種するため、事前申請により対象者の把握を行う予定をしております。その後、60歳から64歳、以降12歳までの接種を行う予定です。

これまで集団接種による終了予定日を10月3日としておりましたが、対象年齢の拡大によりまして、計画を修正する必要があるため、現時点での確定的な日程はお答え出来かねます。

会場に行けない方への対応につきましては、65歳以上の高齢者と同様の取扱いとなります。

使用するワクチンにつきましては、現時点で供給計画が示されておきませんので、現在供給されておりますファイザー社製ワクチンを引き続き使用することになると考えております。

最後になりますけれども、16歳以下の町民についての接種につきましては、先ほども申し上げましたとおり12歳以上となりましたので、12歳につきましては、先ほどの答弁のとおりでございます。

最後になりますけれども、12歳未満の方につきましては、現在ワクチンの薬事承認がなされていないので、接種は行いません。

以上です。

河合議長 日比野議員、再質問ありますか。

日比野議員 再質問を行います。

そうしましたら、現在一応行っている65歳以上、接種1回目を行っと思うんですけども、現在の状況での接種率、これは何%ほどになっているかということと、それと、12歳以下は未定ということですけども、やはり12歳以下でもコロナにかかっている方がおられますので、国の結論は、ある程度は出るとは思うんですけども、それに沿って、町としては、行わないなら行わないでいいんですけども、本当に行わないのか。やはり、全町民やらないと、実際に発生しておりますので、町としての考えとしてはどうなんでしょうか。そこの2点をちょっとお聞きしたいと思っております。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、日比野議員の再質問の方にお答えいたします。

現在の状況、接種率ということですが、昨日、6月7日終了時点ではございますが、第1回の接種済み者が835名ということになりますので、接種券を送らせていただきました方が2,061名となっておりますので、これで割りますと、実施率としては40.5%。65歳以上の方のおおむね4割の方が1回目を終えられたという状況となっております。

続いて、12歳以下の接種をどうするのかということですが、そもそも薬事承認、日本国としての薬事承認が下りない以上、12歳以下への接種ができませんので、ドクターも打てませんし、そういうこともありますので、12歳以下、今後、薬事承認の年齢制限が広がっていけば、その広がっていった状況に応じて、年齢は引下げていくことになろうかと思っておりますが、現時点では12歳以下は打てないという状況ですので、ご理解いただければと思います。

以上です。

日比野議員 議長。

河合議長 日比野議員、再々質問。

日比野議員 はい。

河合議長 日比野議員。

日比野議員 再々質問ですが、最終的に、年齢の階層別に一般に予約とか接種期間、完了日というような形で、階層別に、どういう状態で豊郷町は計画して、こうなりますよというような、誰でも分かるようなパンフレット、それを町民に全戸配付するような形で周知徹底を図っていただきたいと。中には、本当に血栓になるか分からんからもうやめようとか、いろいろとやっております。

メーカーによっても、ファイザーとかモデルナ、それから、アストラ3社、承認は受けておるんですけども、多分今後の予定としては、ファイザーの方も少なくなると思っておりますので、ひょっとしてモデルナになる可能性もあるかと思っております。ですから、そこら辺含めて、簡単なパンフレットで、町民というのは、もう本当にいつ受けれるのか、若い人は一番不安になつとると思うので、だから、年の階層別に、予約がここで、ここら辺までの期間で接種して完了と。最終的に10月の3日なり、何日でもいいですから、要するに、ある程度のはっきりしたところのパンフレットか何か作って、できれば回答をお願いしたいと思います。最終質問です。

以上です。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長

それでは、日比野議員の再々質問にお答えいたします。

パンフレットを作成してというご意見をいただきましたけれども、こちらが新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引というのが国のほうから出ているんですけども、これに基づいて、全市町村、ワクチン接種の実施をしているんですけども、パンフレットを出すタイミングで、例えば、16歳以上の方が打てるようになりました、16歳以下、12歳以上の方に変わりましたが、この5月31日が変わっておりますし、今後、どのタイミングでどう変わるか分からないという部分がありますので、パンフレットを出し続けることとなりますので、そこら辺の状況については、ちょっと若干難しいかなというのは感じておまして、ホームページなり、広報紙で、できるタイミングでどの時期にどれぐらいの方を打つというのは、随時出していければというふうに考えております。

現時点では、6月中には基礎疾患の方の状況の把握と、高齢者施設の状況、町外の高齢者施設に勤められている方の優先接種を状況把握してやっていこうかなという、タイミングもありますので、接種券を送るタイミングにつきましては、ホームページなりで、この時期にこれぐらいの方を送りますというのは、計画ができた段階で、まずはお示しできればというふうに考えている点と、ただ年齢階層別に送る部分については、例えば、40歳以下の方であると、子どもさんをお持ちの家庭もあろうかと思っておりますので、例えば、40歳から49歳まで送りましたと。予約をしようとする、子どもの分を取りたいけども、子どもの分が一緒に取れない。お父さん、お母さんが終わってから子どもさんの分を送るってなると、タイミングずれますので、できれば、ご家庭でまとめて打っていただけないかなという形が一番いいかなとは考えておりますので、接種券の送付方法を、年齢階層をどうするのかでも、最終的な結論はまだ出ておりませんので、もう少し細かいところが分かった段階で、広報なり、回覧等々、ホームページなりで、周知の方はできればやっていきたいなというふうに思っています。

ただ、出すタイミングと国の取扱いが変わるタイミングもありますので、そこら辺を見極めながら、できれば分かりやすい形で周知の方をしていければと思っておりますので、ご理解の方、よろしく申し上げます。

以上です。

河合議長

日比野雄二議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は、10時20分より。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時20分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。

次に、村岸善一君の質問を許します。

村岸議員 議長。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 それでは、一般質問を行います。

町長に問います。防災対策と消防団活動を問います。常備消防はありますが、本町においては、消防団はなくてはならない重要な組織であり、日頃より、町民の生命・財産を守るため、予防活動をはじめ、様々な訓練に取り組んでいただいていることに対しまして、深く敬意を表すとともに、深く感謝を申し上げる次第であります。

そこで、今後引き続き防災対策を進めていくに当たって、重要となる消防団活動について問います。

1つ目、現在の消防団員数は何人おられるのか。

2つ目、消防団員の確保はどのようにしているのか。

3つ目、消防団と自警団を兼務することはできるのか。

4つ目、女性消防団をつくる話を聞くが、どのようになっているのか、どのようにしていくのか。

5つ目、町内に防火水槽、消火栓、自然水利はそれぞれどれだけあり、点検はどのように行っているのか。

6つ目、火災防御訓練や水防訓練等は年間何回、どのように行っているのか。

以上について答弁を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 それでは、村岸議員の防災対策と消防団活動を問うについてお答えします。

①番、現在の団員は何人かについてですが、本日付で39名でございます。

②団員の確保はどのようにしているのかについては、退団される団員がいる場合は、その団員の字に新しく推薦していただく形ですが、現在では、推薦していただける字と推薦が難しい字がございます。そのため、町の方で一般に公募する、広報で消防団員を募集できればと今考えております。

③消防団と自警団を兼務することはできるのかについては、多賀町、甲良町にお聞きしました。消防団と自警団の兼務はあるそうです。また、豊郷町の条例にも記載されていないので、兼務はできると考えております。

④の女性消防団をつくる話を聞くが、どのようにするのかについては、現在、総務課では女性消防団をつくる話はしておりません。まずは、消防団員が定員50名のところ39名しかいないため、消防団員の補充に力を入れたいと考えております。

⑤町内に防火水槽、消火栓、自然水利はそれぞれどれだけあり、点検はどのように行っているのかについては、防火水槽は76件、消火栓は377件、自然水利には水路をせき止めて水利を確保するため、数については把握できておりません。点検は、犬上分署が消防団とともに定期点検を行っております。

⑥番、火災防御訓練や水防訓練などは年間何回どのように行っているのかについては、犬上3町にて毎年、夏季訓練を分署主体に訓練をしております。あと、文化財防火デーに伴う火災防御訓練については、犬上3町で回っていますので、3年に1回、訓練をしております。水防訓練については、滋賀県が実施する水防訓練が、これは何年かに1度なんですけどありますので、それに参加しています。

以上です。

河合議長 村岸議員、再質問ありますか。

村岸議員 はい。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 それでは、再質問します。

一応団員は今39名ということではありますが、その内訳はどのようになっているのか。団長1名、副団長は1名。そして、分団長が2名、副分団長が2名、機関員が4名、あと残りが団員ということなると思いますし、その中で班長が何人おられるのか。条例では11名となっておりますが、実際11名の班長がおられるのか。それをお答えいただきたいのと、そして、訓練に参加された人数、何人が参加されたか。いつもは予防にも出ておられるし、予防にも何人の方が出ておられるのか、団員が全部出ておられるのか、幹部だけで回っているのか。

それと、1回も、今まで団員になったが、仮に5年なら5年いてるのに1回も訓練には出てこない団員がおられるか、おられないのか。それを応えていただきたいのと、団員の確保は退団された字から推薦してくれということですが、恐らく今までに推薦されて入られた方はないと思います。彦根市に聞きますと、絶対に代わりがなければ退団出来へんと。何が何でも退団する者がその字から探ってきてくれということで、それが誰もなければ、ずっと続けて、団員を続けているということも聞いております。豊郷町はそこまでも、多分退団しますと、あとありませんので、これで終わりますという形になってあると思います。それでは、

やはりあきませんので、やはり、確かに、各字にお願いするならするで、しっかりと各字から団員を確保してもらいたいと思います。

それと、自警団と消防団は、兼務するのは私も賛成だと思います。しかし、消防団の幹部と自警団長が兼務できるのか。もし有事の場合は、どちらを優先するのか。幹部の方を優先して町の方に出てもらうのか、自警団長となれば、その字を代表してもらわなければならないので、そちらに行ってもらわなければならない。そこまで兼務できるのか、それもお聞きしたいと思います。

それと、女性消防団は今はしてないと話を聞きますが、消防団の方では、女性は、何か町長の方が5名ほどつくってくれという話をされたというので、一生懸命消防団の方が動いていると思います。そういう話を聞きますので。

個別に何か四十九院の方を勧誘に行ったとか、雨降野にはる子を勧誘に行ったとか、アザックにおられる方を勧誘するとか、いろんなことを耳にするのですが、消防団で勝手にそれをやっているんですか。町は関係なしに、団が動いているんですか。女性の消防団確保は、本当に消防団だけが動いているのか、全然今は町はやってないと言いますが、それは町と団とは関係なしにやっているのか。見て見んぷりしているのか。勝手に消防団やってなさいという話だったのか。その点をしっかりしていただきたいのと、もし、女性消防団をつくるなら、団の方でそういうふうになっているんやったら、条例はどないするのか。豊郷町の消防団は、50名の団員、条例になっています。そこへプラス女性とするのか、もしするならば、50名の中で女性を入れてくるのか。その辺もお聞きしたいと思います。

それと、女性の方によって、もしつくるなら、任務はどのようにするのか。予防だけにするのか。多分こちら辺でやったら、彦根市しか今は女性消防団はないと思います。サンフラワーかね、それがやっているだけであって、甲良も多賀も女性消防団はないと思います。

その点について、もう1回お願いしたいのと、水防訓練は、何年かに一遍、県の方でやると言いますが、やはりこれから大雨等があれば、水防は大変、土のう積みとかいろんなことをしていかならんと思いますが、本当に消防団が活躍できるだけの訓練をしているのか。

私が消防団をやっているときには、土のうの積み方といろいろとやりました。宇曾川でもやりました。そのようにして、やはりこれからは、いつ何どき大雨になって、そういう訓練が必要だと思います。そのためにも、やはり消防団の力が重要ですので、もう少し町の方も、行政の方も主体となって、消防団と一生懸命そういう訓練等をやっていただきたいと思いますが、答弁を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 村岸議員の再質問にお答えします。

まず、班長の人数から。今現在は8名でございます。それと、訓練の参加はどうかということ、令和2年度の参加訓練回数は252回、令和元年は391回、これ全体です、ごめんなさい。平成30年度は350回、全体で訓練に出ています。令和2年が少ないのは、コロナ禍によるものでございます。

あと、1回も訓練に出てない方は何人おられるのかということ、令和2年度は5人。令和1年度は1人、平成30年度は3人ございます。

次に、消防団と兼務ができるのかどうかということでございますが、議員の質問は、幹部と自警団長が兼ねているのかということで、その字で火事があったとき、どちらに出動するのかということをお聞きされていると思うんですけども、それは本人が決めることだと思いますので、役場がこうなさいということはいえないので、1回消防団で話し合ってもらえるようにお話ししたいと思いません。

あと、女性消防団員をつくる話についてなんですけれども、町長が5名つくったらどうやということなんですけれども、団長は、女性消防団も加入できたらいいなという話は聞いています。けども、実際に声をかけに行ったら、ちょっとごめんなさい、役場の方ではまだ聞いてはいたいです。

あと、50名のうち女性消防団員を何名充てるのか、50名を超えるのかということなんですけれども、女性消防団員を含めた50名の定員にしていきたいと思っています。

あと、活躍する場はどうかということ、予防だけとか、いろいろお話されたのは、機能別分団のことをお話しされているのかなと思います。機能別にするのもいいですし、一般の消防団に配属するのもどちらでもよいと思うんですけども、機能別にした場合は、まとまった人数がいないと発揮ができませんので、そこらへんは人数に応じて考えていけたらなと思います。

あと、水防訓練については、議員のおっしゃるとおり、今の時代に対してはすごい大事なことでございます。2年前に県が実施した水防訓練に参加して、消防団は、湖東地域だけやったんですけども、各地域の消防団が全て集まって、土のうを各消防団ごとに土のうを積む訓練を行っております。

町でももう少し主体を持ってやったらどうだということなんですけれども、1回犬上分署と協議をしてみたいと考えております。

以上です。

河合議長 村岸議員、再々質問ありますか。

村岸議員 はい。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 確かに水防訓練は大事だと思います。これからなってきたら、大いにやっぱりそういう活躍してもらおうのが、消防団が一番になって活躍してもらわなならんと思いますので、よろしくお願ひしたいのと、消防団員がいない字はあるんじゃないかと思うんですが、班長は、現在8名おられるんやけども、班長というのは、どのようにして割当てられているのか。団員の人数割でいってんのか、あなた班長しなさいと団長が多分任命すると思うんです。団長が任命権を持ちますので、任命をしたいと思いますし、それは、この所属の人は、あんたが班長ですよというふうにしているのか、各字ごとに班長を選出しているのかをお聞きしたいのと、消防団員がもっと活躍できるように、字は自警団がするけども、自警団しか、やっぱり指導力は、指導するのは消防団員やと思います。何かにつけてしていくのは、消防団員やと思いますので、防災訓練のときには、消防団員が、先頭に立てできる体制を取ってやってほしい。意見を言えるように、自警団やなしに、やはり消防団員というのは上だと。上と言いますか、指導力があるんやというようにしてもらおうために、町の方にももっとしっかりとやっていただきたいし、指導できるだけの訓練等もやはりするようにお願いしたいと。各字で指導してもらはんやさかいに、やはりそれは、もっとしっかりとやってもらいたいと思います。

それと、1回も、二百何回に1回も出てきいひんというのは、やはり区から推薦されたさかいに、その人に辞めてくださいと言いくいんやと思いますが、やはり団長が推薦されたら任命しますので、それは厳しくやってもらわんことには、やはり非常勤公務員ですので、お金も払っています。団員1人当たり、今、3万5,000円払ってますよね。1年間何もせんでも、3万5,000円、一生懸命二百五十何回出ていても、なります。

それでは、やはり団員の質といいますか、それは名前だけではあかんと思いますので、その点ははっきりとやってもらいたいと思います。

それと、女性消防団員は、本当につくる気があるのかないのか。ただ単に、団だけが動いてやっているのか。町として、本当に必要なら、必要らしく、もっと消防団と話し合いをしてやってもらいたい。それはできるのかできないのか。それを答弁願ひしたいと思います。

それと、幹部で機関部長。年間手当が5万円やったかな、4万5,000円か。いや、5万円であって、班長が4万5,000円ですね。機関員手当。機関員の年俸といいますか、それが多分5万円やと思います。それと班長が4万5,000

円で、班長機関員になりますと、プラス7,000円になると思うんです。すると、4万5,000円プラス7,000円というのは、機関部長でしか、年俵が上になってきます。やはり機関部長であっても、機関員手当はつけてあげべきだと思いますが、それはつけられるのか、つけられないもんか。幹部になりますと、出勤回数も増えます。一番に消防車に乗ってハンドル持っていくのが機関部長、副部長やと思いますので、それができるのかできないのか、ひとつよろしく答弁をお願いします。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 村岸議員の再々質問にお答えします。

まず最初に、水利活動は大事ですので、もっとやってほしいということについては、私もそう思いますので、町が主体的にという話なんですけども、まずは犬上分署とちょっと協議をさせてください。町が主体になったとしても、やっぱり犬上分署と連携してする必要がありますので、そのように思います。

あと、字での消防、まず班長については、字からの推薦で班長が割り振られております。なので、ない字も今はございますし、団員がない字もございますので、全てが埋まらないということに、今なっております。字での消防団員の確保になってくるんですけども、これにつきましては、どう言ったらいいんですか、どこの自治体でもこれは今頭を悩ませているところですので、1回一般にも募集してみようかなと今は思っているところです。

あと、消防団員は、地域の防災の指導の役割も書かれておりますので、その点につきましては、消防団員の資質をもっと向上していかなければならないということは分かっております。なので、それも犬上分署に、消防団員の訓練をお願いしています。

あと、出勤しない団員については、これは給料をお支払いするときに、いつも担当も悩んでいるところです。出勤しなくても基本額だけが出るということで、これに向けては、やはり出勤してくれるように、まずは促すということも大事ですし、それに応じてもらえない場合は、団長とも相談していきたいと思います。

あと、女性消防団員をつくる気はあるのかということなんですけども、実は女性消防団員は普通に、どう言ったらいいんですか、消防活動するだけではなくて、今はコロナ禍で避難したときに、女性の方が対応したほうがいいのかという場合が多々ありますので、できたら女性が消防団員に入っていた方がいいんですけども、なかなか声かけをというか、団長と十分に詰められてないという

ころがございますので、一度幹部の方と1回お話をしてみたいと思います。

あと、機関手当なんですけども、幹部の分は機関手当が出てないので、この部分については、ちょっと今すぐにはお答えできませんので、担当とよその市町の状況もちょっと見まして、考えてみたいと思います。

以上です。

河合議長 村岸議員、次の質問をしてください。

村岸議員 それでは、2つ目の質問に入ります。

ごみ処理不法投棄を問います。近年、ごみ等いろいろなものが不法投棄されているのが見受けられます。特に水路にいろいろなものが流れてきて、流れをせき止め、水があふれて大変困っておられる状況を頻繁に見受けるところであります。そこで、町はこの状況をどのように把握して、どのように今後取組をしていくのか、答弁を求めたいと思います。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 村岸議員のごみ処理不法投棄を問うについてご説明申し上げます。

当課といたしましては、水路の清掃は一般的に各字の地域住民、近隣住民、また、農業用水路の清掃については、その水路を利用されている農家の方や、各字の水利組合等がしていただいていると解しております。

ごみ等が集まっていることにより、大雨等で水があふれるなどの災害が起こる可能性がある場合、役場においても清掃をする場合がございます。

また、町での不法投棄への取組といたしましては、広報や看板での不法投棄禁止の啓発を行うとともに、毎日生ごみ減量作業員によるパトロール、シルバー人材センターによる監視を月2回、美化運動を年2回実施し、町内の美化運動に努めております。

以上でございます。

河合議長 村岸議員、再質問ありますか。

村岸議員 はい。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 再質問します。

川に流れた草等は、気がついたら上げてもらっておりますが、先日も大雨のときに、上の方からタケノコむいた皮と、そして、メロンを食べた、その半分に切った皮等が水路に流れてきたと。それが、川を越えて土管の中で詰まってもうたったと。そのときには、どないしてもあかなんだので、役場をお願いして上げてもらいました。

ふだんは、草等は皆さんで上げておりますが、あまりにもその量が、毎日毎日流れてきますので、下の者はそれを上げるのに苦勞しているという状況で、ある人が役場の方へ電話された。どの課に電話されたか知りませんが、役場の対応が、草が流れてきたら上げたらええやん、流れてきたら上げたらええやんという対応であって、その中でいろいろとやり取りしていた中で、それに、区長会なり、組合長会なりでそういう話を出してくれと言うている最中に、電話が切れてもうたと、切られたと。行政は、かなわんさかいに電話でお願いしているのに、草を上げたらええやないかいと。そういう対応の仕方等があまりにもひどすぎるさかいに、何とかしてえなど、何とか言うてくださいと言うて、私の方に連絡ありました。それで今日こういうふうになっているんです。

なぜ行政の方は、もっと住民に対して優しく対応できないのか。例えば、区長会なりにそういう旨を伝えますとか言えないのか。行政の対応の仕方がなっとらんと。これは、課長ないし町長の責任になってくるんですよ。そんな対応の仕方では。皆さんの信賴、全然ないようになります。

いろいろと見回りの方には苦勞をかけてなりました。そしたら、流したらええやんかと言う方もおられます。流しといたらええやんと。また、田んぼやさかいに、水が入って田んぼの中に入ります。ほんでいいんやけども、この川は全部、字を通って、三ツ池も通って、大力川ですか、そこへ流れています。

そうしたときに、ああ、ええがな、ええがな、流しとけ、流しとけとなって、そしたら、字で止まった場合には、誰が責任を持つんですか。誰が上げてくれるんですか。そうなった場合に、皆さんは何を考えます。流れてきたら、その住民が上げたらほんでええやんかと言うだけで済みますか。その点を教えてください。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 村岸議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど、村岸議員さんに対しましてご質問されたということで、不快な思いをされておられる方がおられましたことにつきましては、私どもも考えることがあるかなというふうに思っております。

先ほども申し上げたとおり、ごみにつきましては、基本、地域の住民の方にお願いをして上げていただいている。草につきましては、今、先ほど議員さんもおっしゃられたとおり上げていただいているということで、ありがたく思っております。

しかし、水につきましては、上の方から下の方に流れてくるのは自然の原理で

ありまして、下の方にたまってくるのは、ある程度致し方ないところがあるのかなというふうに思っておりますので、何か災害が起こるように詰まって危ないとか、そういうときには、役場に言っていただいたら、私どもも動いていきたいなというふうに思っております。

また、ご提案いただきました、広報等、また区長会等での発言につきましては、今後関係課とも相談して実施できたらなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

河合議長 村岸議員、再々質問ありますか。

村岸議員 はい。

河合議長 村岸議員。

村岸議員 再々質問しますが、やはり水は上から下へ流れます。これも上から下へ流れてくるのは、この話はよく分かります。

ですので、例えば、草刈りするときには、自分がするなら、その水路のところに籠なり受けて、ごみは下へ流さんというように徹底してもらいたい。

それと、草とか竹の皮とか、いろんなペットボトルとか、ごみ袋に入ったまま水路に流れてきます。それは不法投棄になるのと違いますか。不法投棄にならないんですか。草は不法投棄になりませんか。どうですか。

もし流してもいいなら、皆さん流しますよ。水がだんだん流れるんだったら、何もせんでも下へ流れるんやさかいに。そしたら、最後には、下の者が困って皆なります。それが、たまたま石畑は田んぼの一番最後になっていますよ、ここで。それが皆、排水が落ちると違います。皆、その水路は、雨水も何もかも一緒に下まで流れますので、字の中も通ります。それはほっておけませんので、必ずと言っていいほど、出て自分が草刈りをするんだったら、何か籠を受けるなり、水路に籠を受けて下へ流さんと、迷惑をかけんというふうに徹底してもらいたい。それができるか、できんか、産業課の方でも多分言えることやと思います。どの課でも一緒です。住民課でも一緒やし、地域センターも一緒やし。どっかでせんことには、下の者が皆泣きます。絶対にそれは。

これは豊郷だけではありません。甲良町の方からも皆流れてます。一番困るのは、皆、下の者。それをただ単に流れてきたらええやんかと言うだけでは、流れてきたら上げたらええやないかと言ってもうたら、それでしまいです。それをせんように、各人が、各字で守れるように、取組を行政の方もやってもらいたいと。

私らのところでは、皆、せき止めるようにくしを作って持っています。それをするときには、それを入れて草刈りします。そして、その水路を皆上げてもうて、

そして水を流すようにしてます。そのように、各字と各個人が気をつけてやってもらうように、行政指導をしてほしいと思います。

以上です。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 村岸議員の再々質問にお答えをいたします。

行政から何かできないかということで、個人への協力をしていただけるよう、ごみを捨てないような取組、草は草が流れないような取組、それぞれ担当課で考えて何ができるか、また、個人、住民さんへの周知につきまして、何ができるか考えて実施していきたいと思います。

以上です。

村岸議員 不法投棄になるか、ならんのか。教えてください。

河合議長 不法投棄になるか、ならないかって。

住民生活課長 議長。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 村岸議員のご質問にお答えいたします。

ペットボトル等でしたらポイ捨てということで、不法投棄になると思うんですけども、草刈りとか、農作業で行われた場合には、やっぱりその方が責任を持って流れないようにしていただくというのが通常のことだと思いますので、上流から流れてきた物につきましては、上流の不法投棄ということになると思います。

河合議長 村岸議員の質問を終了します。

続きまして、高橋直子君の質問を許します。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、一般質問を始めさせていただきます。

まず、町長にお聞きします。コロナ感染を抑えるためにPCR検査の拡充を。

コロナ感染は、ますます身近に迫ってきて、検査体制について体験を聞く機会が増えています。例としまして、息子の職場で感染者が出たが、一部のフロアだけの検査しかしなかったのが息子が不安があった。万が一を考えて、家族中で、家の中でもマスクをつけて過ごしたとか、家族が急に体調不良に陥り、利用していた介護施設に迎えに行き、車で病院に向かったが、検査を終えるまでとても時間がかかり不安だった。費用がとても高かったなどです。

65歳以上のワクチン接種の見通しは立ちましたが、それ以外の町民の接種

が見通せない中で、コロナ感染を抑えるためには、不安な方に積極的に検査を受けてもらう必要があると考えますが、いかがでしょうか。

全国的に、「いつでもどこでも何度でも」と独自施策を取る自治体が増え、モニタリング調査で無症状感染者をつかむ努力もなされています。早期発見、隔離、そして、医療につなぐことが急務だからです。

町独自のPCR検査の拡大について、再三求めてまいりましたが、その後、この間、どのような機会及び場所で、どのような論議をなされてきたのかを説明してください。また、今後の展望についても答弁を求めます。

同じく、町長に求めます。ワクチン接種申込みについて改善を。

町内でも予約開始直後に申込みが殺到して、混乱が起きました。特に、電話での予約、ナビダイヤルでは心的負担とともに金銭的負担が発生しました。

大阪高槻市では、フリーダイヤルにして、その後、調べて分かったんですが、隣の多賀町でもフリーダイヤルにして、市民、町民に喜ばれています。今後を見据えて、このような申込み制度に当たっては、フリーダイヤルにすることを提案するものですが、答弁を求めます。

続きまして、町長、教育長にお尋ねします。

コロナ蔓延を受けて、子どもたちの現状をどう捉えているか。

子どもや保護者の実態をつかむことは、何よりも大切です。以下についての報告を求めます。

1つ、アンケート活動は行ったのか。

2つ、貧困家庭の実態をつかんでいるか。

3つ目、リモート事業や家庭でのタブレット活用の状況は。

4、不登校の実態と対応策は。

5、保育園、幼稚園における保育士と子どもとの接触状況はどのような形になっていますか。最近では、子どもが保育士の表情を読み取れない、なかなか本当の信頼関係が結びにくい。このような原因で、口元が見えるマスクなるものも今出てきています。このようなことを考えませんか。

6つ目、悩みに寄り添う体制づくり、どのようになっているのでしょうか。

町長にお聞きします。道路管理はどうなっているのか、町として実態把握を。

町内で倉庫群が増え続け、生活道路内でも大型車両が通行しています。以下のことが危惧されていますので、実態調査と答弁を求めます。

1、大型車両通行の規制は。

2、町道、県道、国道における道路形態の違いは。アスファルトの幅や厚みなどが、道によって違うのではないかという、私に情報をくださった方がいますの

で、具体的に説明してください。

3、道路の傷み具合はどのように調査をして、対応はどうされているのでしょうか。

町長にお聞きします。自治会組織の在り方について見解を伺います。

新興住宅が増えたり、世代間の考え方の違いなどから、旧来の自治会運営が厳しくなっている区が出ています。区長や何とかしたいという住民から、町にも相談が持ちかけられてきたと思います。今もあると思います。以下、答弁を求めます。

1、どのような悩みが寄せられていますか。

2、解決に向けて取り組んだことはありますか。

3、どの自治会にも入っていない世帯の総数は、過去10年間で、どのように変わってきたのか分析をしてください。

4、今後の展望はいかがでしょうか。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 高橋議員の質問にお答えします。

コロナ感染を抑えるためにPCR検査の拡充をについて、どのような機会及び場所でどのような議論をしてきたのかについては、個人からの要望書、滋賀2区の会、PCR検査の拡充を求める要望書、議会の一般質問があるたびに協議は行っております。

滋賀県でもPCR検査の拡充をされておりますし、愛里保育園の場合も、濃厚接触者以外の経過観察者を幅広く取り、PCR検査を実施されました。

感染症対策は滋賀県が実施することに加え、保健所機能がない町にとっては非常に難しい問題です。豊郷病院を核として協議を行ってほしいという要望もありますが、以前協議をした結果、非常に難しいとのことでした。

滋賀県には、さらにPCR検査の拡充を訴えていくことに加え、まずはワクチン接種を速やかに行いたいと考えておりますし、ワクチン確保についても、国、県に強く要望していきたいと思っております。

次に、自治会の在り方について見解を問うについて。

①どのような悩みが寄せられているかにつきましては、新興住宅の住民が自治会を抜けていく、または加入してくれない。新興住宅だけで自治会をつくれないうのかという悩みが寄せられておりました。

②解決に向けて取り組んだことにつきましては、区長、役員との相談に乗りまし

たし、他課の関係にある場合は、一緒に相談にも乗らせていただきました。

③どの自治会にも入っていない世帯の総数は、過去10年間でどう変わったのか、分析をということですが、身近に感じているのは、自治会に加入しない世帯が増えてきていると思います。また、新興住宅で、まとまって配付、回覧を行うところもあります。

④今後の展望については、自治会の在り方については、以前から課題が多く、いろいろな論文や調査結果も出ております。自治会組織は強制ではないものの、法的に認可地縁団体として法人化もできます。第5次総合計画でも、まちづくりの基本目標として、町の将来像である「一生青春 みんなで安心 元気なまち」を目指すため、次のとおり、住民と行政が協働で取り組むまちづくりの基本目標を定めるとあります。

行政としては、できる限り、自治会組織として活動、まとまっていただくようお願いしておりますが、字によっては厳しい状況がうかがえていることは認識しております。協働で取り組む以外にも、特に防災面での安否確認など、いろいろな課題があります。ですので、意見交換でもいいですし、他市町でもあるような自治会までとはいかなくとも、自治会機能が果たせるような組織も一考すべきだと考えております。

以上です。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、高橋直子議員のワクチン接種申込みについての改善をのご質問にお答えいたします。

今回ナビダイヤルを設定した経緯につきましては、現在一定普及しておりますIP電話からフリーダイヤルにアクセスできないことがあるためでございます。IP電話の方向けに一般のダイヤルを用意することができますが、これにつきましては料金が発生いたします。このため皆さんに公平にご負担をいただくため、ナビダイヤルを採用させていただきました。

今回の電話予約につきましては、混乱を防ぐためにもナビダイヤルを継続して実施させていただきますが、今後、電話予約を実施することがあれば、その際に検討の方をさせていただきたいと思っております。

なおナビダイヤルにつきましては、コールセンターにつながらなかった場合の料金については、発生いたしません。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 それでは、高橋議員のコロナ蔓延を受けて、子どもたちの現状をどう捉えているかのご質問にお答えをいたします。

1点目のアンケート活動は行ったのかと、2点目の貧困家庭の実態をつかんでいるかについてですが、新型コロナウイルス感染症に関するアンケート調査は実施しておりませんが、各校園の子どもや保護者の状況につきましては、定例の校園長会等で情報共有を行い、実態把握に努めているところでございます。

3点目の、リモート事業や家庭でのタブレット活用の状況についてですが、昨年度、1人1台のパソコン端末を整備し、校内にネットワークを構築いたしております。

4点目の不登校の実態と対応策につきましては、現在、新型コロナウイルス感染症の感染不安を理由に不登校となっている事案については、認知しておりません。

5点目の、保育園、幼稚園における保育士と子どもとの接触状況は、口元が見えるマスク活用は考えないかについては、新聞等で議員がおっしゃる口元が見えるマスクの活用につきましては、販売されてすぐに完売ということでしたので、現在はマウスガードを使用しております。

6点目の悩みに寄り添う体制づくりについてですが、各校園の教職員による相談活動のほか、必要に応じて、県、教育委員会への要望により、本庁に配置していただきましたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつなぎ、より専門的な見地による相談が実施できるように取り組んでおります。

以上です。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 高橋議員の道路の管理はどうなっているのか、町として実態把握をについてご説明申し上げます。

1つ目、大型車両通行の規制はについて、通行の規制については、警察の管轄となります。

次に、2つ目、町道、県道、国道における道路形態の違いはについてお答えいたします。アスファルトの厚みにつきましては、通行量によってそれぞれ基準が設けられております。国道、県道もその基準に基づき舗装されておられます。町道につきましては、基本5センチであります。幅員につきましても、それぞれの基準が設けられており、町道に認定する基準なんですけれども、これにつきましては、基本4メートル以上というふうになっております。

次に、3番目、道路の傷み具合はどのように調査をして、対応はどうしているのかについてお答えをいたします。直近では、平成29年度に町内全域の路面性状調査を実施しており、その調査結果に基づき、修繕計画を策定し、平成30年度から舗装の打ち替えを計画的に実施しております。また、随時パトロールを実施しておりますし、各字の区長さんからも傷みがある箇所は要望もいただいております。その都度、緊急性の高いものから順次、修繕をしております。

以上です。

河合議長 高橋さん、再質問ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、まず、コロナ感染を抑えるためのPCR検査なんですけれども、提案するたびに、県の仕事だからということで、ずっと後ろ向きの答弁が続いてきました。そして、今や、PCR検査を広げるということには、本当は全国的にもいろいろな自治体が積極的な姿勢を見せつつあります。

そんな中で、今日の答弁にも、ぜひそうしたいと思っていますというお答えがないんですけれども、ワクチンを進めていくと同時に、あれ、もしかしたらとか、さっき紹介しました家族の勤めている会社で発生したという、本当に、私も経験がありました。役場で感染があったときに、2週間、人と接するのが本当に怖かったですし、そして、仕事との絡みの中で、どうして笑うんですか、町の職員さんも不安がいっぱいあったと思うんですよ。そういうときに、PCR検査を受けて、陰性ということがちゃんと分かったら、安心して、また、皆さんと対面もできますし、相談活動に乗ったりという、そういうこともできると思うんです。

PCR検査については、要望書を持った方々とか、町長に直に面談なされた方々もあるみたいです。そんな中でも心を動かさないのはなぜなのかなと思います。

滋賀県自体の検査数が、全国で46番目という少ない実態とか、町内でも感染が広がっています。ワクチンだけに頼らずに、不安を感じた希望者には、まず検査を受けていただく。そういう必要があると考えるのは、何か理由がありますか。

そして、今日のほかの議員への答えにもありました。ワクチンが全町民に接種できる見通しもまだ定かではありません。変異種も増えています。こういう実態から見れば、検査は大事ではないでしょうか。

ワクチンは万能ではないというのも、WHOのシニアアドバイザー、進藤奈邦子さんという方がはっきりおっしゃっています。ワクチンと同時に、検査も徹底

する。その方向性を再度提案するものです。

甲良町では、民間医療機関との共同で、既に4月に9人、5月に8人と徐々に実績を積んでいて、町民の不安に応えています。そして、さらに町民だけではなくって、事業所、甲良町内にある事業所の皆さんにも、検査をどうぞ来てくださいねということで、また、さらに一歩進んだ行動をなさっています。

町民及び町内に勤務する方々の命を守るために、再度考えを切替えていただくことを提案するものですが、いかがでしょうか。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 高橋議員の再質問にお答えします。

不安な要素があるので、町が主体となってやってほしいということは分かるんですけども、今は滋賀県の保健所での疫学的調査によつてのPCR検査が拡充されておりますので、それで十分事足りるのではないかとということで、町では実施しないということでございます。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質問ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 1歩も1ミリも前に進んでいくような話になっていかないのが本当に残念ですけれども、検査が有効性があるということは、お感じになりませんか。今は本当に自覚症状がない方々が、広く歩き回って感染が収まってないじゃないですか。

だからこそ、おやっと感じた人、せめてそういう方々が検査を受けて、安心して仕事や学業に励むことができる。そういうまちをつくっていくという提案なんです。甲良町なんかも、そうやってやっていることなどは無駄だと考えていらっしゃいますか。そのことをお答えください。

そしてまた、この間、どんな機会及び場所でどんな議論をしてきたかというのが、要望書云々の答えだけでした。それでは、この役場庁舎内で、管理職会議、町長との面談などなど、いろんな機会があると思うんです。これについては、職員の皆さん、特に管理職の皆さんは、意見を述べる機会があったのでしょうか。その上で、今日のこの返答なのかを教えてください。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務部長。

総務課長 検査を広げることに有効性がないと感じているのかにつきましては、検査を

広げることには有効性はあるとは思っております。なので、今、保健所でも、濃厚接触者以外に経過観察者も広げて、PCR検査をしているわけでございます。

あと、何度か保健所にも、最近でも問合せをしておりますが、保健所が言うには、やっぱり一番怖いのは、濃厚接触者と経過観察者の場合は、身近にいた人がPCR検査をするわけなんですけども、ふだんの人が気軽にPCR検査をしたときに、自分が陰性やということで、今は自粛をお願いしているのに遊びに出歩いて、人の行動が活発になるということがすごい怖いんですということは話しされておりました。

あと、職員からのPCR検査のお話はなかったのか、そういう場はないのかということなんですけども、陽性者が町内に出た場合に、対策本部会議を開きますが、その場所での職員からPCR検査の拡充という話は出ておりません。

以上です。

河合議長 高橋さん、次の質問に行ってください。

高橋議員 それでは、ワクチン接種申込みについての改善をということですけども、私もこのIPとかそういう説明を受けても、少しぴんときませんので、教えていただきたいんですけども、私に相談なされた方は、とにかく金銭的負担が発生したとおっしゃっているんです。その人の勘違いということになりますか。

多賀に聞きますと、フリーダイヤルにしてないというのがわけ分からんって。フリーダイヤルが当たり前なんじゃないかという意見を教えてくださいました方がいらっしゃいます。私たちの町との見識の差というのは、どうなっているんでしょうか。

そして、その後、分かったことですけども、私たちの町の案内には、ネットで申し込む場合には、1つのアドレスについて、1人しか駄目だというのがわざわざ書いてあったんです。そのことも、ほかの市町村の人にとっては、何でわざわざそんなこと書くんだろうって。1つのアドレスで何人でも取ってあげたよという人もいらっしゃいます。この仕組みの差について、教えてください。

今後、65歳以下の方の申込みとか、そして、新しいウイルスに備えること、こういうことを含めると、本当に今回だけのことではないと思うんです。だから、より町民の負担を軽減する施策を提案するものです。よろしくお願いします。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、高橋議員の再質問にお答えいたします。

金銭的負担が生じたということですけども、基本的には、先ほども申し上げましたとおり、コールセンターにつながらない場合というのは料金は発生しま

せんので、恐らく勘違いされているのかなというふうには思っております。

あと、フリーダイヤルの状況ですけれども、県内の19市町のうちフリーダイヤルは確か3団体だったと思います。あとについては、全てナビダイヤルを採用されてたかなというふうには思っております。私も全ての団体を確認はしておりませんので、恐らく3団体ぐらいが導入されたというのは、聞いた話ですので、あまりここで答弁するような内容ではないかもしれませんが、一応そういう状況ということで。各町の状況については、個別に把握はしておりません。

I P電話につきましては、インターネットと共有できる電話の方が最近普及をしております、ヤフーであったりとか、e o ネットであったり、そういう電話につきましては、フリーダイヤルにつながらないというのが基本となっていて、今、フリーダイヤル採用されている企業のCMとかを見れば分かると思うんですけど、フリーダイヤルつながらない方はこちらの方に電話をしてくださいと言って、一般の電話の方がご用意されているかと思っておりますので、そういう部分につながらないところがあるというのはご理解いただければというふうに思います。

あと1アドレスにつき1個しか取れない、よその町では、1つのメールアドレスで幾つも取れたということですが、基本的にうちのウェブ予約のシステムにつきましては、メールアドレスをIDとして採用させてもらっておりますので、1アドレスにつきましては、1つの予約しか取れないという状況になっております。そもそも複数のアドレスで複数の予約を取るということをもそも想定しておりませんので、1人の方が1つの予約を取るというのは原則になりますので、その際にメールアドレスは1人1つになっていますので、メールアドレスをIDとして採用させてもらってます。そちらにつきましては、各市町さんのシステムの違いもありますので、うちについては、1アドレスで1つしか取れないということになっております。

ただ、今後64歳以下の方の予約がこれから始まってきますので、例えば、ご家族の方の高齢者の方のメールアドレスを、息子さんなり、子どもさんなり、お孫さんのアドレスで取っておられるということもありますので、今後64歳以下の予約につきましては、メールアドレスを一旦クリアするか、別のサーバーで管理するか、同一のメールアドレスを再度使用できるように、業者の方と打合せをしております。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質問ありますか。
高橋議員 次に行きます。

河合議長 はい、どうぞ。

高橋議員 続きまして、子どもたちの様子をどのようにつかんでいますかということなんですけれども、アンケートは取らなかったということでした。

私、昨年的一般質問でも、ぜひ実態把握ということで提案したんですけれども、1年間、結局、子どもたちの実態というのをつかむ活動は、対保護者、対子どもとはなかったという認識でよろしいのでしょうか。

そして、今大きくまだ問題になっていますよね、全国的にも、このコロナが貧困の格差を生み出しているということなんですけれども、その中で、校園長会議で実態をつかんでるっておっしゃいましたけれども、私、その校園長会議の議論はどんなことがなされているんですかということで、情報公開で記録を取り寄せようとしたんですが、文書開示の該当する会議ではないということで、一切1枚も何にも出ませんでした。

だから、仕方なく、評議委員会、各校園でありますので、その記録というのを取り寄せました。その中には、ちゃんとアンケートを取ってはるんですよ。コロナの大事な時期に、こういうアンケートを取らずに、そして、校園長会議だけでつかむというのは、本当に信じられないんですけれども、私たちの町の場合、例えば、今話題になっています生理の貧困というのがあるんです。新婦人という団体が県に申入れをしたりとか、そして、その団体が動いたことで、どこでしたか、既にもう自治体が動いて、神奈川県の大和という町なんかは、ちゃんとトイレに、どうぞ必要なときに使ってくださいねと、生理用品を心配なく使える状態をちゃんと実現している自治体等もあります。

そういう点では、子どもの貧困がそこまで来ているんだという認識を、教育委員会としては持っているのか、持っていないのか。そして、こういうことも、例えば、このように実施したいと思うのかどうかなどを説明してください。

そして、きっと税金関係などでいきますと、仕事を途中で失って、国保に変わっている方々などの実態などもつかんでいらっしゃると思うんですよ。そういう点で、私たちの町の子どもたちの親御さんの家庭環境、そして、収入の様子などはつかんでいらっしゃるんですか。

そして、先ほども言いました、そういうことが、皆さんの管理職の中で、共通事項として協議されたり、そして、子どもを救うために交渉を何とか、こういういいことやっている自治体があるぞとか、情報交換などはなさっていますか。

また、リモート授業についてですけれども、ある方が相談してこられたんです。一応、Wi-Fiの環境がありますかというアンケートはあったんですけども、その後、何のこともないと。いまだに自分の家には、その環境は整っていない。

アンケートを取るだけ取って、結局、自分の家庭はどうなってしまいうんだろうという不安を訴えておられました。

リモート授業につきましては、豊日中の様子というのが、豊日だよりでありましたので、ああ、取組を始めはったんやなと思うんですけれども、じゃ、小学校はどうなっているんだろうというのを、本当に心配しているんです。今、どのような活用ぶりなのかを教えてください。

不登校については、コロナが原因のあれはないっておっしゃいましたけれども、逆の発想もあるんですよ。不登校だったけれども、少人数になったら通い始めることができたという、いい事例も聞いています。そういう点で、この不登校の実態、コロナと、そして、子どもたちができるだけいい方向に、自分が望む方向に教育を受ける機会を打てるようにということで、今、不登校の実態、具体的に教えてください。

それから、マスクに関しては完売したからちょっと諦めていらっしゃるといふことなんですけれども、ぜひ現場とどういう方法がいいのかというのを協議いただきたいなと思います。本当に、今、マスクの目ですかね。子どもが大人とコンタクトを取れないというのは本当に異常な事態です。そんな中でも、何とか、よりましな方法を探っていただきたいと思います。

そして、6番目の悩みに寄り添う体制づくりということでは、カウンセラー云々とおっしゃいましたけれども、先ほど言ったように、自分とこのWi-Fiの環境はどないしたもんやろなとかいう不安。また、もう1人の方は、マスクをしていない友達がいたから注意をした。そしたら、ちょっともめちゃったらしいんです。そのことを学校に伝えると。学校はちゃんと指導していますという返事だったということなんです。でも、その子どもが言うには、先生は何も動いてくれないという不安をまだ持っているんですよ。そういう点では、そういう親御さんが相談をかける機関、そういう体制というのはどのようになっているのかということをお答えください。

以上です。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 高橋議員さんの再質問にお答えいたします。

アンケートがどうなのかという、先ほども答弁させていただいたんですけど、実は、新型コロナウイルス感染症に関する子どもの声アンケートについてということで、これは保護者と子どもに、抽出して県の方で実施されていますので、町の方では行っておりません。というのは、私ども町と教育委員会といたしまし

ては、子ども読書であったりスポーツ推進計画においても、保護者のアンケートのたびに取っておりますので、アンケートを取りますといった時に、教育委員会の方に、非常に苦情も聞かなければいけない部分でありますので、アンケートについては、慎重に行うべきであると捉えております。

2点目の貧困問題に関してですが、やっぱり一番貧困問題は、学級担任、子どもに直接関わっている先生が十分に把握していただいている、それは日々の、例えば、着る物であったり、履く物であったり、持ち物であったり、トータル的に子どもの様子を見ていただいて把握していただいて、そういったものを、教頭あるいは校長に上げていただいて、校園長会で情報共有しているというところでもありますので、実態把握にはそうやって努めておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

リモートについては、中学校は取り組んでいるということをご承知いただけますけど、小学校の方についても順次進めております。ただ、高学年の方から順次進めていく中で、1年生の子にアルファベットのID登録というのは非常に時間がかかるなというのは分かっております。そのことは、ここでお伝えさせていただきたいと思えます。

あと、コロナと不登校の関係についてですけれども、コロナが原因で不登校になったという事例は聞いておりませんが、ちょっと気をつけなければいけないのは、不登校は悪いということであるというような、これは認識を持っていただくと非常に困るなということを思えます。子どもたちに多様な学びがあるということ伝えていくのが本来であって、不登校、不登校ということを押していくと、その保護者が非常に苦しい思いをされますので、教育委員会としては、そのところは十分注意しているところでもあります。

また、マスク等について、先ほどもマウスガードを使用しているというお話させていただきましたし、フェースガードについては、子どもに常時つけさせることはいけないということの指摘はありましたけれど、指導者側について、フェースガードを規制されている部分はありませんので、適切に使用させていただいて、教師、指導者の表情が見えるように、鋭意努力しているところでもありますので、ご了解いただきたいと思えます。

また、先ほどマスクに関しての保護者の悩み等があるようですが、これはまた、担任の方から保護者等、あるいは学校長から、いろんな機会を捉えて実態把握に努めていきたいと思えます。

以上です。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 高橋議員の再質問にお答えいたします。

国保の実態ということで、国保への加入の状況についてのお尋ねだったと思うんですけども、令和2年度の本算定時、これは7月ですけども、1,070世帯、人数で申し上げますと1,833人で、令和3年度、仮算定時です。これは4月ですけども、1,074世帯、人数は1,834人ということで、今後どのようになるか分かりませんが、現在ではほぼほぼ変わらないという状況でございます。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質問ありますか。

高橋議員 はい。あります。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 県が抽出した調査を引用していらっしゃるみたいなんですけれども、その中に、先ほど申しましたような生理の貧困については、県も取り組もうとして、ちょっとだけ動きがあるようなんです。そういう点では、町として一番早くやることではないかと思うんですけども、そういう、今のコロナにおいての実態をよくつかんで、ぜひこれを町としても取り組んでいただきたいなと思います。

そして、アンケートとか、それから、虐待とかそういうのはつかんでいらっしゃるんでしょうか。そういう事例はないと思っていられないんでしょうか。

そして、ひとまず相談という活動を日栄小学校が過去においてやっています。そのように、気楽に自分たちが困ったときに、学校に相談をかけたけれども、クレマーと言われたら嫌だ、ちょっと心外だからというので、踏みとどまっていらっしゃる方がいらっしゃるんですよ。そういう点で、今コロナに関して悩んでいることはありませんかというのを、学校なり、教育委員会としてつかんでいくことは大事じゃないかと思うんですけども、それへの答弁を再び求めます。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 それでは、高橋議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

不登校の実態はということなんですけれども、先ほどはコロナが原因で不登校になっている子どもはいないという説明をさせていただきました。それ以外の理由で、不登校や不登校傾向の子どもも当然学校にはおります。そういう子どもたちに対して、教育委員会といたしましては、学校の方には、家庭訪問や放課後登校、隣保館での活動等、一人ひとりの状況に応じた支援とか指導を行うよう

に指導しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、保護者が学校の方に相談に行くとクレマーのように思われるということや、というような思いがあるということをおっしゃられたんですけれども、もしそのようなことが思われているような事案があるのであれば、教育委員会といたしましては、学校にそのようなことは思われぬような対応をするように、指導していきたいと思っています。

以上です。

河合議長

高橋さん、次の質問に行ってください。

高橋議員

それでは、道路管理についてお伺いします。

先ほど、詳しく教えていただいたんですけれども、実際、生活道路に大きな大きな車がしょっちゅう出入りしているということで、側溝の部分の傷みが早いとか、そして、とにかく何とか住宅地を通過するときの規制をしてほしいというのをよく要望として聞きます。繰り返し言いますけれども、スポーツ公園から下枝の尾下さんに抜けるあの道は、大型車両がぐんと増えています。そこは、皆さんご存じのように生活道路なんですよね、子どもたちもいっぱい自転車で行ったり、ちっちゃい子が、親御さんがついているというものの、歩いたりしています。そういうところに、今までなかった大型トラックがどんどん入ってきているということで、あそこに標識を、町としてお願いするということにはできないのでしょうか。なかなか警察もこういうことには後ろ向きだというのは聞いていますけれども、繰り返し要望していただきたいなと思います。いかがでしょうか。

以上、お願いします。

地域整備課長

議長。

河合議長

岡村地域整備課長。

地域整備課長

高橋議員の再質問にお答えをいたします。

大型車両の規制につきましては、先ほども申し上げたとおり警察の方でやっておられます。警察の方に確認をさせてもらったところ、どこの道を規制するのかというのをピンポイントで教えていただかないと調査ができないということでありました。

例えば、その道が通学路であって、頻繁に大型車が通行するような道であったら、状況を見て判断できるということでありましたので、先ほど、この道ということを書いていただきましたので、また、教えていただきましたら、警察の方には伝えていきたいなというふうに思います。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質問ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 先ほど提案した道のことは、お答えいただいたので、また、知らせたいと思います。

例えば、今、私が危惧しているのは、住宅地、公園とか、隣に公園があるとか、そういうところに、もしまた倉庫ができたりしたら、大きな車が入り出すんじゃないかという心配をしています。

それから、役場から国道に向ける道にも、隣保館の隣にも大きな大きな倉庫ができました。あそこもお年寄りとか子どもたちが頻繁に歩く場所です。そういう点でも、何とか規制はできないのかなということも併せてお知らせしておきますので、警察との交渉、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、傷み具合の把握ということについては、どの程度の頻度で見ているのかというのが、ちょっと期間が長すぎるなと思ったんですけれども、そういう点でもっとこまめに、町の大事な道がちゃんと管理されているかというのを見て回る機会を増やしたほうがいいのではないかな。そうすれば、大体どんな時間帯に、どんなふうな大型車が生活道路に入っているということもつかめるんじゃないかと思ひますので、さらに調査をされることを求めます。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 高橋議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほど公園等の周りにも倉庫ができて、倉庫に行く車両をという話でありましたけれども、倉庫の車両だけを止めることはできませんので、大型車両となりますと、バス等も関係してきますので、そういうところについても難しいかなというふうには思っております。

また、規制につきましては、警察の方が行っております。

また、道路の傷み具合につきましては、パトロールを増やしたらどうかということなので、前々から行っておりますけれども、注意して見てまいりたいと思ひます。

以上です。

河合議長 高橋さん、次の質問に行ってください。

高橋議員 それでは、自治会組織についての在り方に対するものは、悩み相談などがさらっとしかお答えがなかったもので、どのような悩み、具体的にどんな悩みが寄せられているのか。そして、解決に向けて、町としてアドバイスしたことはあるのか

などを教えてください。

そして、どの自治区にも入っていない世帯の総数、この分析をもうちょっと具体的に教えていただきたいと思います。町としては、今後どのような形で、その悩み解決に当たって取り組んでいくのか。もうその自治区に任せて、あとは好きにしてという方向に持っていこうと思っていらっしゃるのかも含めて、教えてください。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 高橋議員の再質問にお答えします。

もっと詳しくということでしたので、実は、令和2年度の自治会に相談ありました件につきましては、北川課長がずっと相談に乗っておりまして、その報告は僕は受けてお話を聞いたんですけども、まず、1つに、ごみの問題があります。組に入ってないので、そこにごみを入れてくるのはどうなのかという問題と、あと防犯灯の問題がございました。なので、関係課と協議をしまして、お話をさせていただいた次第です。

あと、自治会に入っていない総数というのは、役場ではちょっと数は管理しておりませんので、総数については分かりませんが、増えてきているなというのは感じております。

今後につきましては、やはりもういろんな形態の自治会があるのかなと思っております。豊郷町以外でも、同じような悩みの市町がほとんどです。6町で集まる機会がありますので、その中で情報交換をしておりますと、特に愛荘町とかでは、もう新しい新興住宅のところは新興住宅で、自治会を立ち上げるまでにはいなくても、もう自治会と同じような運営をしているところもありますし、日野町なんかは、旧の町が多いところですけども、やはり自治会を抜けていかれる方が多くて、自治会長が悩み相談に来られるんですけども、それでも崩壊しつつある字もあるということはお聞きしております。竜王町も同じようなところもあるというお話を聞いておりまして、やはりいろいろな考え方が増えてきて、このような結果になっておりますので、今までの自治会の在り方だけではなく、もう少し柔軟な考え方でまとまっていただいて、何せ災害があったときに、自助、公助、共助が保てないと、やはり人の命も救えないということになってきますので、そこら辺を思っております。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質問ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、再々質問させていただきます。

よその自治体でもということ、いろいろな事例を教えてくださいけれども、私が聞く話によると、とにかく役員の成り手がいないという悩みが一番多く聞かれる意見なんですけれども、それはつかんでおられますか。

そして、随分前に聞いた話なので、今どうなのかが分からないんですけれども、これ以上、区の数を増やすことは考えませんというのをずっと聞き続けてきたように思います。

先ほど愛荘町の例を出していただきましたけれども、自治区で、その界限、団地なりで、自治区らしき活動をなさっているということもつかんでいらっしゃいますよね。そういう点では、本当に旧の住民がめっちゃくちゃ少なくて、そして、圧倒的な数が新興の字とか、それから、一生懸命自治区を再建しようと頑張っておられるんですけども、なかなかまだ機能できてないとか、以前から自治区を、初めから入らなかったという字があって、ごみ問題でもめるというか、その人たちだけは違うところにごみの収集の場所をこしらえていただいて、自宅からめっちゃくちゃ遠いところだけども、そこに運ばざるを得ないとか、そういう点で、自治区とは何かとか、そういうことを町全体で考えていく、今、岐路に立ってるんじゃないかと思うんですよ。役員になった方が何に悩んでいるのか、そういう実態をつかむ努力もするときに来ているかと思しますので、ぜひ、検討を進めてください。よろしくお願いします。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 高橋議員の再々質問にお答えします。

役員の成り手がいないというのも聞いておりますが、しかし、役員が輪番制とかで、選挙とかで当たった場合に、区を抜けていくという話も聞いております。けれども、役員の成り手がなかったも、次の方が役員をやって取りまとめているという苦労もお聞きはしております。

あと、自治会というのは、まとまった会というか組織なんですけども、字になってきますと、法務局の管轄で新しい字を起こすとかいう話になってきますので、そういうのではなくて、ある程度、新興住宅なら新興住宅でまとまっていただく。安食南でもまとまってもらっている新しい団地とかもありますので、そういうのも考えていきたいなということも思いますし、さっき言っていただきました役員の悩みも、やはり行政で聞いて、いろんな方の意見を聞いて、いろんな方のアドバイスをいただいて、解決していけたらなとは思っております。

以上です。

河合議長 これが高橋議員の質問を終わります。
昼食のため、暫時休憩をいたします。
再開は13時15分。

(午前11時55分 休憩)

(午後 1時12分 再開)

河合議長 それでは、午前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。
最初に中島政幸君の質問を許します。

中島議員 議長。

河合議長 中島議員。

中島議員 それでは、一般質問に入らせていただきます。

町長、教育長にお聞きします。行政手続の簡素化と押印廃止の進捗状況、2021年5月12日、デジタル改革関連法案が国会で可決、成立されました。私は3月議会で、行政手続の簡素化と押印廃止の考えについて一般質問をしましたが、そのときの答弁は、行政手続のオンライン化は急務と考えているとのことでした。そこで、その後の進捗状況と今後の見通しはどうか、答弁を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 中島議員の行政手続の簡素化と押印廃止の進捗状況はについてお答えします。
まず、押印廃止については、新庁舎の開庁5月6日に向けて、できる申請書などから開始するよう各課にお願いしました。現在、規則などの改定を行い、順次押印廃止ができる業務を増やしています。急務であったため、町民への周知が遅れています。現在、各課から業務の一覧表の整理を行い、6月1日にホームページにアップを行いました。他の市町も押印廃止の業務を何段階かに分けて整理しているように、豊郷町も同様に、何段階かに分けて整理を進めていきます。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、中島議員のご質問のうち、私の方からは、行政手続のオンライン化の部分についてお答えをします。

行政手続のオンライン化につきましては、住民票や税の証明書のコンビニでの交付は、平成30年11月から運用を開始しております。また、現在はマイナ

ポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続、通称ぴったりサービスでの児童手当や保育所などの子育て関係や、介護関係の手続の準備を進めているところで、来年度から運用を開始する予定で準備を進めているところで

す。
また、10月に国のデジタル庁が発足することを受けて、先日、滋賀県町村会の6町で自治体DX戦略会議の立ち上げに向けて、準備会を開催したところで、正式には8月末の設立の予定をしております。

今後は、行政手続のオンライン化のみならず、AIやRPAの利用による業務の効率化、地域での情報機器の利用の格差対策等、幅広く情報収集や意見交換を通して、戦略を練っていきたいと考えております。

以上です。

河合議長 中島議員、再質問ありますか。

中島議員 はい。

河合議長 中島議員。

中島議員 それでは、押印廃止の件についてですが、今、着々と進んでいると、段階的に。どれぐらいをめどに考えておられますか。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 中島議員の再質問にお答えします。

めどにつきましては、今、規則の方廃止手続を行っています。もし、仮に、条例の廃止とかになってきますと、次の9月議会になってきますので、全て終わるのはそれ以降になろうかと思っております。今年度中には全て終わるように頑張ります。

以上です。

河合議長 中島議員、再々質問ありますか。

中島議員 次、行きます。

河合議長 次、行ってください。

中島議員 はい。それでは、次に、町長、教育長にお聞きします。

LGBTQへの理解とパートナーシップ制度について。

LGBTQとは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体の性が一致していない方）に加えて、自分の性が分からないという「クエスティング」、性的少数者を表す「クィア」のQを加えた、セクシャルマイノリティーの全般を表す言葉です。

2018年に行われた電通による調査では、日本にはLGBTが8.9%と調

査結果が出ています。LGBTについては、正しく認識するためにSOGIについて把握することが欠かせません。SOGIとは性的指向、性自認のこといい、LGBTが「誰」を示すのに対して、SOGIは「どんな性別を好きになるのか」「自分自身をどういう性だと認識しているのか」という状態を示すので、私たち全員が含まれます。

2019年11月23日、厚生労働省の労働政策審議会にてパワーハラスメント防止対策を義務化され、これにより2020年以降、SOGIハラ、アウティングを含めたパワーハラスメントの防止対策が、各企業、自治体、各種団体に義務化されました。

アウティングとは、本人の承諾なしに秘密を第三者に明かすことをいい、性自認、性的指向や病歴、不妊治療等の機微な個人情報暴露することをいい、大企業では2020年6月から、中小企業では2022年4月から実施され、措置義務であり、もし対策を怠った場合は、都道府県労働局による助言・指導・勧告等が行われるとされています。

そこで、次の点について伺います。

1、中学校の制服が変わりました。新聞等では性差なしと表現されているが、問題解決の第一歩として変更されたのか。

2、性同一性障害に係る生徒あるいは保護者などから相談を受けた場合の対応、相談窓口は。

次に、3番。性自認や性的指向を自覚し始める思春期を過ごす学校では、どのようなLGBT・アウティング教育が行われるのか。

4番目に、SOGIハラ、アウティングを含めたパワーハラスメントの考えと対策は。

5番、性同一性障害に係る住民への啓発は。

6番、性同一性障害に係る行政の相談窓口、人員、対応方法等は。

7番、同性パートナーは、婚姻関係にある夫婦と同様に生活を共にしていても、入院先の病院での面会ができない。手術の同意や説明、意思決定などできない、住宅ローンや賃貸住宅などを利用できないなどの不利益を被っています。同姓カップルなどの人権を保護するために、まず、その一歩として、パートナーシップ制度に踏み出す自治体が広がり、増えてきていますが、本町でもパートナーシップ制度を実施すべきと考えるが、その考えは。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 中島議員のLGBTQへの理解とパートナーシップ制度についてのうち、教育委員会からは、1から3についてお答えをさせていただきます。

第1問目の中学校の制服が変わりました。新聞等では性差なしと表現されているが、問題解決の第一歩として変更されたのかについてでございますが、これまでの制服に関する諸課題や、生徒、保護者等への意見等を踏まえて、温度調節などの機能性とLGBTQへの配慮を軸として、新制服へ変更をいたしました。したがって、今回の制服変更の要因の1つとして、中島議員がおっしゃるようにLGBTQへの対応が挙げられます。

第2問目の性同一性障害に係る生徒あるいは保護者などから相談を受けた場合の対応、相談窓口はについてでございますが、まず、学級担任や養護教諭等が相談窓口となり、学校全体で情報共有を図り、対象となる子どもの実態に配慮して、組織的な対応を計画しております。

今後、より専門的な相談やきめ細やかな対応等が必要となる場合、本人や保護者の意向を踏まえ、関係機関につないで対応に当たることも考えております。

第3問目の性自認や性的指向を自覚し始める思春期を過ごす学校では、どのようなLGBT・アウティング教育が行われるのかについてでございますが、学校の教育課程の基準である学習指導要領には、LGBTQの内容は盛り込まれておりません。そのためにこのことに特化した学習は行っておりません。しかし、道徳や特別活動等におきまして、人権学習を行う際に、様々な人権問題の1つとして取扱い、指導しております。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 中島議員の4番、SOGIハラ、アウティングを含めたパワーハラスメントの考えと対策はについてお答えします。

事業主が、職場における優位的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して、雇用管理上講ずべき措置などについての方針にも例示として掲げられております。精神的な攻撃、脅迫、名誉棄損、侮辱、ひどい暴言の例でいうと、人格を否定するような言動を行うこと、相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うことを含む。次に、個の侵害、私的なことに過度に立ち入ること。次に、労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療などの機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露することが記載されています。

パワーハラスメントは、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上、必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるものであ

ります。頭で分かっているけれども、このような言動が取れるかもしれませんし、適正な指導を行っていても、相手がそのように感じることもあろうかと思えます。

現在の管理職は、定住自立圏の管理職研修で必ずハラスメントの研修を行っておりますし、滋賀県の研修センターでの研修も行っております。

以上です。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 それでは、中島議員のLGBTQへの理解とパートナーシップ制度についての5番から7番について、人権政策課からお答えいたします。

まず、5番の性同一性障害に係る住民啓発についてですが、令和元年度豊郷町人権学習講座で、大阪“人間と性”教育研究協議会の会員、講師、川端氏と柳氏を迎え、「LGBTってどんな人」を題目に、「性の多様性を考える」をテーマに講習を終えております。

また、今年度10月28日、京都府立高校教員、竹花先生を迎え、「性の多様性について考えましょう」を題目に、「身体的な性と心の性、違和感はないですか」をテーマに講座を予定しております。

人権政策課といたしましては、例年、豊郷町人権学習講座にて、皆さんにLGBTについての理解を深めるため、講座を開催し、町民の人権意識の向上を図りながら、あらゆる差別の撤廃に向けた取組に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、6番の性同一性障害に係る行政の相談窓口、人員、対応方法等についてお答えいたします。

LGBTの行政の窓口相談でございますが、本人の誹謗中傷等の差別問題については人権政策課でございます。人権に関わる相談事業につきましては、いろいろな差別事象がございますが、LGBTに関わる差別事象に関しましても、担当2名にて、他の差別事象と同様、関係団体等の連携の下、問題解決に向け尽力することとなります。

次に、7番目のパートナーシップ制度の実施についてお答えいたします。

先日、テレビ報道でも取上げられているLGBT法案制定に向け、国でも議論されておりますが、パートナーシップ制度につきましては、現在、全国で100の自治体で導入されており、同性カップルに対して、2人の関係が婚姻に相当することを自治体が公的に認める制度でございます。

法的な効力はございませんが、自治体がパートナーシップ関係を認め、公的な書類を交付することで、行政や多くの民間事業所で同性カップルが家族と同等

の対応やサービスを受けられるようになるものと認識しております。何より、パートナーシップ制度が全国的に導入されることで、一人ひとりがかけがえのない存在であると認められ、個人として尊重されていくことにもつながっていくものと考えております。

当町においても、パートナーシップ制度の導入に関しましては、他の自治体の状況も踏まえ、国等の動向も注視しつつ、今後も人権学習等を通じて、研修等を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

河合議長 中島議員、再質問ありますか。

中島議員 はい。

河合議長 中島議員。

中島議員 それでは、教育委員会です。1番になります。広報とよさと5月号に、「新しい制服に身を包み入学式」と題して記事がありました。防寒対策と性的マイノリティー、LGBTへの配慮になりました。これを見て、読まさせていただいて、非常にいいことだなと、考えておられるなと思って。その反面、逆に聞きたいことが出てきたというところで、ちょっと聞かせていただいているんです。私がこういうことを聞くからといって、何か新しいことしたら、何かこういういろいろ聞かれるから、消極的にならないで、積極的にこういうことは取り組んでいただきたいと思いますので、お願いいたします。

中学校の学校長、教育委員会の事務局の次長の方にもお電話させていただき、確認させていただきました。このような問題、トランスジェンダーの男性がスカートをはけるのですかという質問に対して、答えは、はけますと。今現在のところは、そのような相談はないですけどという話でした。

近年、LGBTQの社会的課題の認知が進んでいることもあり、制服の選択制をめぐって、東京の江戸川区では、高校生が区内の学校での制服の選択制を求める署名を立ち上げたり、宮城県でもトランスジェンダーの男性が同様の署名を開始しているという事例もございます。

トランスジェンダーの児童生徒がスカートとスラックス、ネクタイとリボンなど選択できる制服。あるいは、右前、左前のジャケット、ユニセックスなズボンなどを組合せたジェンダーレス制服です、と言われますけれども、開発が続けられています。

中には、学校の教員がトランスジェンダーの児童生徒をサポートできるように、相談に乗る、制服を作っている制服メーカーもあるそうですが。

制服の選択がトランスジェンダーの子どもへの特別な対応ではなく、全児童

生徒が対象となるべきであると。寒いのが嫌とか、今おっしやられたように、パンツスタイルが好きとか、脚を見せたくないとか、いろんな理由があると思います。スカートをはきたくない子どもが多いと考えられ、誰かへの特別な配慮ではなくユニバーサル的なデザインの概念で、全ての人に優しい制服の採用、あるいは、多様な組合せを認めることが、今現状、行われているような感じですか。

今回、そのようなことが、今のユニバーサル的な概念ということで、広報に書かれていれば、多分このような質問も出なかったんだろうけれども、広報では、トランスジェンダー、性的マイノリティーのそれを軸にと書いていましたので、質問させていただきます。

男女の区別のないユニセックスなデザインにより選択制が増え、誰もが多様性を認め、性の多様性に対する取組として、安心して学校生活をする事ができると考えること。

そこで、トランスジェンダーの男性がスカートを選択し、学校生活を送るということも想定されます。もしそのような事例があった場合は、カミングアウトに近いですね。カミングアウトと同じだと思います。制服問題ではなく、制服を入り口と、軸として、これから何を求め、どのようなことに、実質、相談窓口もいけれども、いろんなことに取り組まれるかと思うんですね。このようなことを前面に軸として出すということは、いろんなことも、教員も含め、教育委員会、行政ですけど、いろんなことも考えておられると思いますので、もう一度そこら辺をお聞きしたいというところと、あと、2番の性同一性障害に係る生徒あるいは保護者からの相談を受けた場合の窓口ですが、これは学校全体で取り組まれるというような形に、私は取りましたが、国では法務省の人権擁護機関が性的指向を理由とする偏見や差別をなくすための各種啓発活動を実施。また、文部科学省がLGBTの児童生徒に対する職員向けの資料を作成し配布。厚生労働省は、民間事業所に相談窓口を設けることに運ぶよう指導するなどとなっています。

滋賀県の教育委員会では、先生のための性の多様性のしおりが出されており、性の多様性の基礎知識や、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施と、学校における支援のための基本項目や支援の事例とが示されております。これはご存じですよ。

トランスジェンダーの子どもたちは、望まない性別に振り分けられていることから、自尊心を傷つけられ、学校空間で男女に分けられている場所について、トランスジェンダーの方に対する配慮などの今後の進め方について、お聞きしたいんですがね。

滋賀県における教員向けに出されている学校における支援の事例としたら、

自認する性別の制服と体操服の着用を認めるとか、髪型、標準より長い髪だとか、更衣室は保健室、多目的トイレの利用を認めるとか、いろいろありますが、そのようなことも含めて、今後、学校全体も変わっていかないと駄目になるのではないかと。制服だけでは、駄目なのではないかと思いますので、そこら辺の考え方を一つ、お聞きしたいと思います。

次、3番の性自認や性的指向を自覚し始める思春期を過ごす学校では、どのようなLGBT・アウティング教育が行われるかということです。

先ほども言いましたが、2018年に行われた電通による調査では、日本にはLGBTが8.9%、2017年、三重県在住の高校2年生1万人への調査では10%という結果も出ています。いろんな調査結果を見てみると、大体5%から15%、LGBT層は約10%前後の割合と言われています。これは日本に限らず諸外国も同じような割合が出ています。10%前後の割合とはどれぐらいかということ、左利きと同じぐらいの割合というふうに一般的に言われています。

例えば、1クラス30人としたら3名。1学年100人ぐらいとすれば10人から15人ぐらいは、LGBTの生徒がいるというふうに考えられたほうがいいかと思います。

この割合というのは、かなり多い割合、以外と多い割合。だけど、意外と、身近に気づかれてないような、気づかないような感じもします。私も含めてね。それはなぜかと言ったら、2018年の電通ダイバーシティラボのLGBT企業調査では、LGBTという言葉を知ったことがある、多少は知っているというのが93%、企業内で取組を実施しているかに関しては、特に実施していないが88.2%、知っているけれども取組はあまり実施していない。

その反面、当事者のカミングアウトの割合を見ると、誰にもカミングアウトをしていないのが65.1%。両親、父親にカミングアウトをしたというのが10.4%、母親には9.0%、職場、同僚、仕事仲間には4.5%、職場の上司には2.6%と非常に少ないと。カミングアウトをしていない人のほうが多いと。

今の割合を見ていくと、私の今回のこの一般質問も、これを読まれたり、見たりの職員の方もおられると思いますけど、自分の周りにはいるかなと考えられた人もいないかと思っています。要はカミングアウトができないから、自分たちの周りでは、LGBTはいないと思ってしまう。カミングアウトしないからね。いろんな策が進まない。認識と行動にずれが生じてしまう、いわゆる負のスパイラルという形になってしまうんじゃないかということなんです。だから、お電話でも問い合わせたときに、今のところそういう相談はありません。そのような話は聞いていませんという形で言われたので、そのとおりだと思います。

だけど、逆に言えば、カミングアウトできないから、相談できない。カミングアウトをすとか、しないとかじゃなくて、常に受皿をつくっておかないと駄目だなというふうに思います。

先ほども学習指導要領の話もありましたけど、現在の学校、おっしゃるとおり、LGBT教育は、学習指導要領の中には記載は含まれていません。もちろん性の多様性に記載は盛り込まれてもおりません。ということで、先生方もこの問題に関する理解と知識、認識が逆に低いとも言われている。とは言っても、最近の教科書会社では、民間だからいわゆるアンテナが高くて、多少取上げているところもあるみたいですが、教科書でね。2021年からは、さらに取り上げる会社が増えたというふうに聞いております。

例えば、いろんな問題があるんだけど、校則で男子の制服がこうとか、女子の制服がこうであるとか、これは今のところ、ジェンダーレスかユニセックスということで、中学校は変えられました。先ほども言った髪型はこうであるとか、女子の更衣室はあるのに、男子の更衣室はないとか、いろんな問題があると思います。その辺のことも、これからは少しずつ解決していかないと、制服を変えたからといって、この問題が解決されるわけもないし、多分ずっとついてくる。

今聞いてなかったけど、明日ね、明日、もしかしたら出てくるかもわからない。そのときに、学校側として、教育委員会としてどのように対応されるか。でも、その人たちの受皿をしっかりつくってあげないと。そのためには、やっぱりLGBTへの理解やアウトティングでは、教育委員会は、私も含めてですけど、全体がその理解や教育が必要でなければならぬと考えていますけど、そのような教育の先生方とか、それ以上、大人ですかね、に対しての教育、どのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

4番目、SOGIハラ、アウトティングを含めたパワーハラスメントの考え方ですけども、性の多様性についても広く理解されて、差別偏見が解消されるよう2018年4月に全国で初めて、東京の国立市がアウトティング禁止を盛り込んだ条例をつくっておられます。三重県でもアウトティングなどの禁止条例などを盛り込んだ条例が2020年4月1日施行されています。2019年7月、市町村のLGBT暴露禁止指針、都道府県政令市では約1割。滋賀県はマニュアルはないが研修で取上げていると、厚生労働省指針や人事院においても、パワハラ防止人事院規則も出されております。

具体的な措置義務としては、大きく今は4つぐらいであるんですけど、パワハラ禁止も当然ですけど、起きてしまった際の懲戒について。会社でいうと就業規則、研修等で処置をします。相談窓口の設置、担当者が説明、対応できるよう

にすると。パワハラが起きてしまった際の対策の検討、被害者への配慮、加害者への措置、再発防止政策を講じると。相談者や行為者のプライバシーと保護措置を講じると。相談したことによる解雇と不利益な取扱いをしては駄目ですよというふうな形で大きく4つあります。

また、厚生労働省が定めるモデルの就業規則。これは、その他、あらゆるハラスメントの禁止、SOGIに関する規定が盛り込まれています。防止対策は、大企業はかなり進んでいるというところで、企業だけではなく、自治体にも義務化されてますからね。

豊郷町はこのような動きを重視して、職員に対するハラスメント対策を講じなければならないし、今の時代はあって当たり前のところだと思うんですけど、私が見ているというか、私だけか分からないけど、そのようなことがあった場合は、どこに相談されるのか。ハラスメントがないのが一番いいんだけど、最悪のことを考えて、やっぱり相談しやすいところをつくってあげないと、これも同じ職場で働くところで、あんなこと言ったらハラスメントになるとかそういう問題じゃなくて、あったときの対応をしっかり考えてもらえるところは、どこになるか。どういうところで設置されるのか、もう一度、お聞きします。

性同一性障害に係る住民への啓発、人員等は人権も答えていただきましたが、私もそのLGBTの人権学習講座は見させていただきましたので、今後も、引き続き、しっかりと啓発を行っていただきたいというところで、お願いします。

次、7番の最後でございますけども、国も今、LGBTに関する法案、もろもろと揉めているというか、ややこしい話になっていますけど。国の動向を注視する、その考え方もよく理解しますが、性の多様性に対する取組として、豊郷町が、教育現場がまず先もって、LGBTに取り組む、制服を変えて取組を始めている中で、町としても、社会全体の問題と認識して、何らかの形で取り組まなければならないとは思っていますよ。国より先にパートナーシップ制度は、全国で、先ほど100ぐらいだとか、2021年4月1日現在で導入自治体は103。2021年3月31日時点で、パートナーシップの公布件数1,741件。滋賀県は、導入自治体は、今のところはありません。大津市ではレインボー宣言みたいな事業を実施されていますが、大津でもアウトィングの事件も発生しております。

いずれにしろ、人口比の多いとか少ないにかかわらず、行政、企業、学校での性的マイノリティーの理解を進め発信していくことが重要だと思いますけれども、今後、豊郷町として、自治体として、総括的に、どのように、国の動向を踏まえて、よく分かるんですけど、もう1つ踏み込んで、ちょっと、総括的に、総

務課長にお聞きしたい。

以上です。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 それでは、中島議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、1点目ですけれど、中学校の制服の変更ということで、実は、県下には県立校を含め約100校の中学校がございます。その中で、恐らく、相当早い段階での中学校のユニバーサルの制服じゃないかなということで、近隣の市町の教育委員会からも、どのように進めていったんだと、今後大きなそれぞれの課題であろうからということで注目されて、そのノウハウについて問合せ等が来ているということで、そういった部分では非常に先進的と言ったらなんですけど、一人ひとりを大事にしたことを見越しての取組であると評価していただいているんじゃないかなということを思っております。

また、2番目の性の多様性にどのように応えていくのか、今は制服なんだけど、髪型あるいは先ほど言われました更衣室等の件もありますけど、今後、やっぱり一番大きいのは、僕はトイレじゃないかなということを思っております。やはりそこが、男と女という今までから2分されてたのを、やはりフリー、自由に使えるというところ辺のトイレを、どのように今後改装というか、設置していくかということが1つの大きなポイントかということを思います。

ただこれは、いろんな費用面あるいは場所的なことも関連がありますけれど、そういったことを念頭には置いておきたいなということを思っております。

3点目の、実は、カミングアウトの件も出ていましたけれど、実はこれ非常にやっぱり、私ども教育委員会としては、まだ思春期の中で揺れ動く子どもたちの中で、簡単に、言うたらカミングアウトを促すような言葉というのは非常に危ないと思いますし、非常にデリケートな問題でもありますので、一旦カミングアウトして、いや、あれはなかったんだというようなことは言えませんので、そういった部分は、それよりもやはり人としての大切さとか、あるいは自己肯定感をどのように子どもたちに認識してもらうか、そのところに重点を置いて、指導をしていきたいと、こう思います。

ただ、子どもの方から、そういった部分が出てきたら、やはりそれは保護者とか、あるいは専門的な人を交えて、十分に考えた上での対応が求められるかなということを思っておりますので、ご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 中島議員の再質問にお答えします。

4番のパワハラがあった場合、職員はどこに言うていけばいいのかということなんですけども、公益通報制度がありますので、それを通じて総務課の方に言うていただくということになります。

あと、7番のパートナーシップ制度につきましては、全国の自治体でも導入がされておりまして、しかしながら、見てますと大都市が多いというのが現状です。さっきもお話されてたんですけども、10人に1人はいるんじゃないかと、統計上出ているということで、職場の中にもいるかもわかりません。町内の方も実際おられるかもしれません。けども、今なかなかそういう意識、僕らは研修を受けてあるんですけども、町民の方は特にそういう意識がまだ低いのかなと思います。

なので、パートナーシップ制度もいいんですが、それと同時に、まず、その町民の方、職員も含めてなんですけども、豊郷町全体もこういう人権意識を上げていくことが必要になるのではないのかなという点も思っております。

以上です。

河合議長 中島議員、再々質問ありますか。

中島議員 はい。

河合議長 中島議員。

中島議員 それでは、再々質問です。

滋賀県でも早い方に取り入れたという、いろんなところから注目されていますということで、既に先頭を走ってやっている教育現場があるのならば、行政もそれに並行して、いろんなことを考えていかなければならないのではないかと、いうふうに思います。

今のトイレの問題ですけど、いろいろと費用もかかりますけど、あるところでは、多目的トイレを利用すると。今のトイレのマークをジェンダーレスのようなマークに、生徒たちが考えて作っているような学校もあるそうですので、いろいろとまた研究していただいたらと思います。

先ほどのカミングアウトの件ですけど、これも促すわけではないので、要は、これは、LGBTQの人を探せとか、そんな話じゃないです。カミングアウトをしろとか、しないとかの話じゃない。もうジェンダーレス制服を作って、滋賀県でも初めの方に作って、今、教育長言われたように、そこのところに、要は理解を求める取組をしていくという姿勢を見せた。であれば、もしかしたらですよ、

カミングアウトをする生徒が出てきた場合に、その受皿はしっかりとつくって
いただきたいというところで、僕は言ったつもりなので、カミングアウトを促す
とかいうような形ではないので、誤解のないようにお願いします。

パートナーシップ宣言なんです、豊郷町は町村で初めて3月ですか、SDG
sの宣言をされて、17の大きな目標の中にも、ジェンダー平等を実現しよう
という項目があります。4月に今の教育現場がジェンダーレス制服を取り入れて、
大きな流れができてきているような、僕はもう感じがしてるんです。

いわゆる同じ人間に生まれて、性自認や性的指向が違うだけで、法的婚が認め
られている異性のカップルであれば認められる法的な効果が、同性カップルに
は何一つ認められてないのが現状なんです。パートナーシップを導入すること
によって、生きることに困難を生じ、生きづらさを感じている人たちの困難を少
しでも解消できると、私、考えているんですよ。

現状でこれは法的には無理なんです。現状これを変えられるのは、自治体なん
です。今、全国で104ぐらいに入っていますよ。豊郷町ではこれを変えられる
のは町長なんです、僕が思うのは。町長の決断が必要と考えて、町長の決断があ
れば、そのような悩みを持っている人が、少しでも解決できる糸口が見えるんじ
ゃないかというふうに思いますので、最後、町長の見解をお聞きます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、中島議員さんの再々質問にお答えします。

大変前進的な制度でございますし、国会でも議論もされてる。特に職員とも議
論してるんですけど、豊郷町もいろんな公営住宅等があります。もしこれ承認し
た場合に、入るとなったときにトラブルがないかなって。それだけが心配で。そ
れで、総務課長も言いましたように、住民さんの皆さん方のやはり啓蒙啓発をし
っかりした中で、そういうふうに一步進んでいきたいなど、このように思ってお
ります。

こういうものがあるんやということは、町民さんの方に向けて、やはり広報等
でも、今後も積極的にお知らせしていきたい、このように思いますので、もう少
し時間をいただきたいと思います。どうもありがとうございます。

河合議長 これで、中島政幸君の質問は終わりました。

次に、西澤博一君の質問を許します。

西澤博一議員 議長。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは、一般質問に入ります。

まず、1点目。プレミアム商品券の発行について。

これまで、プレミアム商品券の発行は、町民の皆さんの日常生活における経済的負担を軽減し、地域経済の消費を下支える取組として実施されてきた経過があります。

そこで、コロナ禍の社会状況を踏まえれば、町は早急に実施内容の検討を十分に行って、一日も早くプレミアム商品券の発行を実現し、町民の暮らしを支え、町の活性化を図っていくことが必要と考えます。プレミアム商品券の発行についてどのように考えているのか、答弁を求めます。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 西澤博一議員のプレミアム商品券の発行についてお答えいたします。

ご質問のプレミアム商品券の発行をどのように考えているかについてですが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、落ち込んだ地域経済の活性化と、冷え込んだ地域の消費喚起を促すため、プレミアム商品券の発行を実施したいと考えております。

詳細につきましては、1万円で5,000円のプレミアムがついた1万5,000円の商品券の発行を実施し、町内店舗、町内事業所の支援につながることを期待するものでございます。

以上です。

河合議長 西澤博一議員、再質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 先般、全員協議会で、プレミアム券の詳細の説明がございました。その中において、ほかの市町村を見ると1万2,000円、1万3,000円というのが大体普通かなと思っております。本町も、どうしても地域の方々に、活性化等々で、やはり金額を今までないような、お話をされたと思います。

その上で、ちょっとお聞きしたいんですけども、まず、恐らくプレミアム券の発行の依頼等については、商工会で行われるかなと思います。商工会以外の方についてどのように取り扱うのかが、まず1点と、大型店舗がありますけども、その関係については、どのようにされるのか、その辺のこともお聞きしたいと思います。

前回、平成27年度にプレミア券を発行しましたときに、大分売れ残ったことが記憶にあります。ほんで、第2次募集をしたときに、多くの方が買いに来られたということもあるので、お金を持っている方がやはり買えるような状況かな

と思います。その点は、また後で質問をさせていただきますけども、販売統一は、やはり倍以上かけてしていただきたいと思います。

販売についても、前は商工会の窓口で行いました。しかし、混雑する可能性があるので、できれば2か所、3か所を設ければいいかなという、私の考えであります。

そして、もう1点、依頼するに当たって、どういう形で依頼されるのか知らんけども、事業主体はやはり豊郷町のコロナの財源でやるんですから、やはり連盟、仮に文書等で発行するならば、豊郷町の名前と、そして、商工会が関連するんだったら、商工会の会長の名前等で依頼文を出すのが普通かなと思います。

万が一こういうトラブルが起こったときに、さあどこが責任を持つのかという話になってくるんですけども、恐らく商工会の窓口にいろんな苦情等があるのかなと思います。そういう点については、やはり、発行元は、財源元は豊郷町ですので、その処理については豊郷町の方で対応してやってほしいと、私は思います。

あと、事業についてですけども、平成27年から今年にわたりまして、もう廃業している方とか、亡くなられた方とか、いろんな方がおられますので、事業主がある程度減っているかなと思うんですが、そこら辺ははっきり調べてないので分かりませんが。その中では、町がやはり補助金等々を出している農業団体があります。法人化を立てていると、また、地域担い手とか、あと、各字でトマトとかいろんなことをやっている方がおられるので、そういう方にもやはり声をかけるべきかなと私は思いますので、その点についてもやはり配慮していただきたいと。ただ、参加する、せんは、その方が決めることですので、そういうことも必要ではないかと思えます。

あともう1点、提案なんですけども、これは、この補助金でできるもんか、できないものか、私ははっきり分かりませんが、町政の方で考えていただきたいと思えますけども、1万円で1万5,000円の商品券を得られると、それはいいかなと思う。しかし、欲しいけども買えないという方が、中にはおられるかなと。やはり、出かけて買いに行きたいけれども足がないとか、いろんな等々があると思うんです。個人的に思うんですけども、今のプレミアム券も1つの案として。そしたら、もう1つ考えたのは、全町民さんに対して3,250万円の予算があります。250万円が事務費で、3,000万円が、多分プレミアム券やと思うんです。3,000万円に対して、豊郷町の世帯が約2,400か2,500かと思うんですけども、全世帯に、金券というか、豊郷町のお金というか、お金を配るといことはいろんな使い方があるので、そういうような地域に広がっ

て物を買ってもらえる、そういう無料券というのか、ちょっとはつきりしたことは、うまいこと話せませんが、そういうのも発行する1つの手段ではないかなと思うんです。それが今の補助金でできるかできないかは、恐らく、要望等でいろいろなかろうと思いますので。そうすると、町民の全ての世帯の方に行き渡るのではないかと。今の1万5,000円は、恐らく一部の方、一部とは言わんけども、大半、多くの方々に行くようになると思いますけども、そういうのも1つの方法でないかなと、私は思うので、それを1つ提案したいと思いますので、答弁のほどよろしくお願いいたします。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 西澤議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目、商工会の会員さん以外の方への応募の関係ですけども、そちらにつきましては、また、広報またはホームページ等で募集の方は実施してまいりたいと思っております。

また、大型店舗等の活用につきましては、今回、今考えているのは、大型店舗等で使える共通券を7,000円分、そして、町内の事業所、店舗で使える分として8,000円分の商品券を考えておりますので、大型店舗等で生活用品等を利用される方、または町内の支援として使える分として考えております。

また、2次募集ということで、余った場合にどのようにということやったかと思うんですけども、こちらの方も、どのように活用というか、余った分を還元というか、ほかの方に買ってもらえるようにするかというのも、また今後考えていく課題かと思うんですけども。

前回、1世帯で2万円分の購入が可能やったんを、1人につき2万円分を可能ということで2次募集をかけたんですけど、今回、1万5,000円という大変大きいプレミアムがついておりますので、通勤圏の方に買ってもらうとか、ちょっとまた考えていかなあかなというふうに思っています。

あと、商工会の方の販売だけでは、密というか多数来られて、どこか違うところも販売するところを考えたかどうかということで、その辺につきましても、商工会だけではなく、どこか販売してもらえないか、そこはまた検討してまいりたいと思っております。

あと、トラブル等あったときに、どこが対応するのかということですけども、これもまた商工会と町と連携して、トラブルの解決等に取り組んでまいりたいと思います。

あと、平成27年時点から廃業等あった事業所もあるということで、取扱店の

確保につきまして、農業団体等も実施してはどうかということなんですが、今回募集をかけたときに、やはり多くの事業所があるほうが住民さんにとっても利用価値があると思いますので、そのときには、募集で申込みの方をたくさんの方がしていただけるようにしていきたいと思っております。

あと、全世帯にクーポン券的なものを配付するとかいう考えはなかったのかということやったと思うんです。いろいろ、今回、この商品券発行するのいろいろ考えたんですけど、よその市町みたいに、本当にこの取扱店がたくさんあったら、そうやってクーポン券みたいなんで発行しても活用があったかもわかりませんが、町での、なかなか小売店等が多くないということもあって、大型店舗でも使えるのが7,000円分。そして、また町内事業所で使えるものを8,000円というような考えをさせていただいた上で、商品券の発行の実施になったということですので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

河合議長 西澤博一議員、再々質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 今回の課長の話の中で、まず、1点目、地元が8,000円と大手が7,000円。私、個人的に思うのは、個人店の方を率を上げたほうが、やはり地域の方が、これがベターかなと思います。

そして、もう1点ですけど、先ほど提案させていただいた件ですけども、今の話で、店舗は町内ではそうはないというか、そんな話やったと思うんですけども、しかし、1枚の券を、例えば、5,000円でも1万円でも頂いたら、それなりにやはり皆さん、どこかで使われると私は思うので、1万円の1万5,000円は、恐らく売れ残らんとしますわ。すぐ売れるん違うのかなと思います。そういうのを考えたときに、みんなが潤うような形で考えたときに、そういう方法がええのかなと思って提案をさせていただきました。

先ほど、繰り返しじゃないですけども、それが今の予算要綱の中で、要綱の中で、予算の中で、それが使えるか使えないかは別として、もし使えるならそれも1つ、まだ時期があるので、行政の方で考えていただきたいなと思います。

この発行日は、恐らく私の勝手に思ってるのが、9月の下旬ぐらいかなと思ってるので、先ほどの私の答弁やないけども、ちょうどお米の取れる時期、いろんな野菜が取れる時期ですので、やっぱりそんなことも考えていただければありがたいと思います。これを念を押して、また言っておきたいと思います。いま

一度、提案させていただいた件と、そして、8,000円と7,000円の件と、もう一度考えていただきたいと思いますが、再度、答弁を求めたいと思います。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 西澤議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど、割合、聞いてくれはったと思うんですけども、大型店舗7,000円で、共通が7,000円で、町内事業所で使えるのが8,000円ですので、割合としては、町内事業所の方が大きい割合となります。もっと町内事業所で使える金額を増やしたらということやと思うんですけども、以前も、平成27年にプレミアム商品券を発行したときに、ちょっとお聞きしているのは、もっと大型店舗で使えるところを増やしてほしいという意見が大きくあったということです。今回このような比率にさせてもらったということ。

先ほども、ちょうどお米が取れる時期なのに、野菜とか農産物に使えるようにということですので、多くの農業者の方とかも取扱店として登録をしていただけたらと思っております。

また、今、議長が大型店舗等につきましては、前回の平成27年のときですと、アヤハディオとか、ビックとか、ドンキ、そして、アストとかが大型店舗となっております。あとは町内の小売店となっております。

以上です。

河合議長 西澤博一議員、次、行ってください。どうぞ。

西澤博一議員 次に、町長、お願いします。

区、自治会を取り巻く課題への対応ということで。

少子高齢化、人口減少によって区、自治会の担い手不足の問題が少しずつ顕著になってきています。そうした中、区が解散した場合、区としての活動が回らなくなるだけでなく、地域のつながりも薄れ、行政との協力も困難になっていくと思います。また、一方で、行政にとって、区や地域住民の協力を抜きにして「協働のまちづくり」は成り立たないと考えます。

そこで、10年20年先の自治の形を見据えたときに、取り巻く課題等について、行政と区等が意見交換をしていく必要があると思いますが、町としては、どのような考えを持っておられるのか、答弁をお願いいたします。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 西澤議員の区、自治会を取り巻く課題への対応等についてお答えします。

少子高齢化・人口減少に加えて、住民意識の変化が実情にあらわれてきており

ます。私たち行政は、町民の協力なくしては住民自治ができないと考えております。第5次総合計画でも、まちづくりの基本目標として、町の将来像である「一生青春 みんなで安心 元気なまち」を目指すため、住民と行政が協働で取り組むまちづくりの基本目標を定めてあります。

しかしながら、自治会組織は強制ではないものの、法的に認可地縁団体としても法人化もできます。行政としては、できる限り自治会組織として活動、まとまっていただくようお願いをしておりますが、字によっては厳しい状況がうかがえます。

協働で取り組む以外にも、防災面でも、安否確認など、いろいろな課題があるので、意見交換でもいいですし、他市町であるような自治会とはいかなくとも、自治会機能が果たせるような組織も一考すべきだと考えております。

以上です。

河合議長 西澤博一議員、再質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは、自治会の関係ですけれども、今日に至って各字の今までずっと積み上げてきていただいた方々に、やっぱり先輩方にお世話になった、今日があらうと私は思います。

これからそのときの時代、時代によって変わってくると思うんですけども、これから時代、人の付き合い、また、コミュニケーション等々がなかなかできないという状況になっているのかなど。私もあちこちの仕事上関係、いろいろ話を聞きますと、やはり一番上げてくるのは、役員さんの成り手がないと。役員をしたくないから脱退するとか、順番が回ってきたときに直前で断らはるとか。また、役員になる前にやめられるとか、そんなところは各町会あります。それは今の現状です。当字においても、今、区の規約等もあります。1回やって何かあったら断られるとか、そんな記憶あるんですけども、しかし、それじゃなくても、やっていただいている方もおられます。

また、現に今、私たちが、ほかの字もどうか知らんけども、高齢化が進んでいるもので、やはり若い方がいないと。長男は住んでいると、次男、三男は外へ出ていると、そういう現状が今、現に表れているというのが現実です。

そういうことが起こったときに、将来10年20年を見据えたときに、さあ豊郷町として機能しているのかということ、私は心配するわけです。恐らく、もうどここの自治会も、もう私は何々字があったと。しかし、中はもう機能しないと。そうすると、どこどこの字とどこどこの字が1つになって、1つの地域の区をこ

しらえたらどうやという、こういう話にもなってくる可能性があるので、やっぱりそんなことを考えたときに、行政としての役割というのがある。区は区での役割はあります。やっぱり区は区の中で一生懸命いろんなことも、各字もやっていただいているのやさかいに。

そういうふうに、行政としても、やっぱりその中に入り込んでいただいて内情を知っていただく。その上での区要望等、ごみが出たさかいに何々してくれとか、道路が傷んださかいに何々してくれと、それをさっきそういうものを構築せんことには、先が進まないんじゃないかなと、私は思うさかいに、今回こういうような質問をさせていただいたわけです。

いろんな問題等ありますけども、やはり会長というか、区长さん、副区长さん、会計さんの負担が恐らく大きいと思います。そういうような部分を、行政としてどのように助けてやるか。また、区の中の役員もどうして助けてやるかという、そんなことをまず、そこがまず出発点かなと、私は思うんですけども。

やはり、これから将来に向けて、行政としてどのように取り組んでいくか、そこら辺について、答弁をお願いしたいと思います。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 西澤議員の再質問にお答えします。

役員の成り手がない、役員が回ってきたら区を抜けていくとかいうのはよく聞きますし、豊郷町じゃなくて、ほかの市町でもそういうことがあるというのも耳にしております。

あと、高齢化になってきて、よその自治体とひつついてやっていったらということも考えられるのではないかということなんですけども、滋賀県では南の方、特に草津とか大津とか、ああいうところはもう自治会が崩壊しているところでは、地域の自治連合会という各字が固まっての連合をつくっての自治会活動をやっているところもおられます。なので、そういうところは、そういうようなところを参考に今後はしていかな駄目なのかなとは思っています。

あと、役員の負担が大きいので、そういう役員の負担を軽減できるように行政として何か取り組めないかということなんですけども、なかなかこの字の活動に行政が出向いていくわけにはいきませんが、どういうことをやれば、負担なくできるのかとかいう、そういう相談事に乗ることはできると思いますので、まずは相談業務からやっていきたいなと思います。

以上です。

河合議長 西澤博一議員、再々質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 まず、聞くところによると、ある字は、町からの配付物を順番に回していると聞きますわ。うちは、区長さんがやってくれてはるけど。そういうようなものを、まず三役さんの負担軽減、会計にしても。うちの町も会計ありますわ。会計は会計で自分のはやっけてはる。そういうようなものを、こういうようなのは、町の方で会計士を雇うさかいに、会計士分のお金を出すさかいに各字でやってくれんかと、これも1つの方法かなと、支援策かなと。

もう1つは、いろんな方がいはるさかいに、いろんなことを話したくなるんやけど、頭がいっぱいになってきたんやけど、取りあえず、どうしたって、これから先を見据えたときに、さっきの言葉の繰り返しじゃないですけども、やはりどういうふうにする、これから豊郷町の自治区はどういう進めたらいいのかということを、やはり考えてもらいたいと思います。

やはり、各字の役員さんの負担軽減も、そういったことも含めて、役員の成り手もないし、どうやっていくか悩んでいる方も多くあるので、多くの字の区長さんをお呼びして話をすると、いろんな話が飛び交うと思うので、今日はどどこ、どどここの区長さんにおいでいただいて、この内容についてどうですかとか、こんなことどうですかというふうに、やっぱりコミュニケーションを図って意見交換するのも、1つの、これからの豊郷町の行政のやり方でないかと。区あつての行政、行政あつての区ですので、やはりここら辺は連携をしながらやらなきゃいけないと、私は思います。

その点について、彦根市のある方のこれ、頂いてきました。また、未来創造検討委員会というのがありますわ。組織グループ、環境グループ、財政グループ、福祉グループ。そこでいろんな意見を集約して進めていこうかと。ここの字も、役員さんがいないし、少子高齢化で、隣ぐるりは新築で家が建って若い方が来ているけども、入らないよという字ですわ。ちょっと彦根市の方へ行くと、ある町があつて、そこも幾つかの字があるらしいです。そこもいろんなことを聞くと、やはり、今の話、少子高齢化で、あと誰がやるんやと。私、3回やっていますのやでと、あの人、してへんやんけど、そういうような問題が出てくるらしいわ。やっぱりそこら辺は、これは字の中の話やけども、しかし、字の中の話やけども、やっぱり行政もそういうようなことを知っておられるさかいに、どういうふうに進めていったらいいかということを考えていただきたいと思うので。

これは、やっぱり首長の伊藤町長にお聞きしたいと思います。どういうふうにも含めて、こういうような話やと思いますので、よろしくお願ひしたいと思

ます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、西澤議員さんの再々質問にお答えします。

まず、根底はどこにあるかということは、新しく豊郷町に入られたときに、あなたは住む所の区長さんに知らせてもよいのか、知らさないかというところで、8割は知らさないの答えが返ってきています。

要するに、これは個人情報保護法のなれの果てであります。その結果こういうふうには、地域社会が崩壊していったんだと思います。昔はその地域にあったら、その地域の区にお世話になるということで、そういう形だったのが、今現状そういう形の中でなっております。

これは法務省から豊郷に毎年1回来ますんやけど、こういうことが起こったんやでということ言うたら、これはもう日本の、要するに国で決まった個人情報保護法が、末端に行くほどものすごくゆがめられているということの1つだというようなお答えもいただきました。これが一番の原因だと思いますけれども。

しかしながら、そんなことも言うておられませんので、それでいろいろ、若い人は若い人でどういう形の方がいいのかなということで、今回、予算にも上げさせていただきましたように、電子回覧版的、そしてまた、高齢者の場合は普通のアナログでやっていくとか、いろいろ方向性を、多様な形の中で、地域社会と行政とのつながりを深めていきたいと、このように思いますので、ぜひともご協力のほどよろしくお願いいたします。

河合議長 これで、西澤博一議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は、2時35分。

(午後2時25分 休憩)

(午後2時35分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。

続きまして、今村恵美子君の質問を許します。

今村議員 はい、10番。

河合議長 今村議員。

今村議員 それでは、一問一答で一般質問を行います。

まず、改良住宅譲渡事業の今年度実施数の拡大をとということで、町長にお尋ねいたします。

令和2年度の1年間で譲渡が成立した棟数はいくつですか。団地名と分離可能型、分離不可型に分けて報告をお願いします。

次に、令和3年度譲渡事業は、当初予算にもありましたが、今の時点で何棟進むと考えておられますか。また、今年度の譲渡事業計画が実施できたとして、町全体の改良住宅数のうち、どれくらいが譲渡になる見込みですか。

次に、これから、分離不可型の片側譲渡も増えてきますが、町は家屋の除却は2棟の合意の下ですと行ってきました。その場合は、協定書、町と関係改良住宅の2者と交わしていると思うんですけども、どういうものなのかを示してください。

次に、今後、譲渡を受けたいとする入居者がいなくなった場合、残った改良住宅について、町はどのような管理運営を考えているのか、答弁を求めます。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 それでは、今村議員の改良住宅譲渡事業の今年度実施数の拡大をについて人権政策課からお答えいたします。

3月議会で報告させていただきましたが、令和2年度譲渡実績について、分離不可型住宅4戸については、長池団地4戸でございます。分離可能住宅2戸については、長池団地1戸、向台団地1戸を譲渡いたしました。

次に、令和3年度譲渡予定について。3月議会の予算委員会にて説明させていただきましたが、4棟で8戸の譲渡を予定しております。現在、譲渡済みが184戸中62戸で譲渡率33%でございますので、今年度8戸の譲渡が実施できれば、合計70戸で譲渡率が38%になる予定でございます。

次に、分離不可の協定書についてですが、本来、居住者同士が協定を結ぶところですが、片側譲渡については、町と譲渡予定者が協定を結ぶものでございます。協定書の内容についてですが、改良住宅の譲渡を受けるに当たり、譲渡後の改良住宅の管理及び良好な住環境を確保するため、主に改良住宅の専有部分と共有部分の管理について取決めを行う内容の協定でございます。

次に、譲渡終了後の改良住宅の管理運営について。いろいろな課題がございますが、譲渡事業については、全国譲渡推進協議会において譲渡推進している中、譲渡終了後の管理運営についても全国的な課題でございます。当町といたしましても、公営住宅とともに、改良住宅においても、今後の住宅管理運営についての方向性を、公営住宅等検討委員会において、マスタープラン策定後、検討していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

河合議長 今村さん、再質問ありますか。

今村議員 はい。再質問。

河合議長 はい、どうぞ。

今村議員 今回、今年、令和3年度に入りまして、当初予算なりで、3年度分ができたから38%だというお話でしたけれども、もうこれまで、平成23年度5戸、28年度42戸、29年度4戸、30年度1戸。だんだんその数が増えないんですけどね。高野瀬団地は1年、28年度なんか42戸の譲渡事業ができていますね。ということは、長池団地に関しても、本来はやる気さえあればこの譲渡は非常に進むと思っているんですけども、それが、毎年、数的には1桁台で終わっていくというやり方を改善していかなきゃいけないんじゃないかと思うんです。

それで、譲渡不可型で高野瀬団地で、Tさんというお宅が片側譲渡を受けましたよね。それは、そういう形で今日も片側譲渡ができるということで、今進められているわけですけども、この場合、分理不可のところは、譲渡予定者と町が協定を結ぶという。じゃ、譲渡を受けない片一方の方は、その条件としては、そのまま住み続けて、最後に受けるか受けないか決めるのか。はたまた、もう既に町に返還しているのか。そういう形態にしかならないんですよ。町に返ってきている空き家も14戸ぐらいあるという話ですけど、そういうことを考えると、先ほど申し上げましたが、全体のうち譲渡可能なところというのは、今現在どれだけあるんですか。改良住宅の百八十何戸のうちの4割近くはできるという感じでおっしゃってましたけどね。最終的に、今の課として見込んでいる、譲渡ができる見込みがあるというのは何戸あると考えているんですか。それをちょっと答弁してください。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の再質問にお答えいたします。

残戸数全てで184戸でございます。譲渡済みが今現在62戸、残戸数122戸でございます。その中から、返還済みが15戸、生活困窮者、生活保護世帯でございます、これが19戸でございます。引きますと、88戸が譲渡対象見込みの数になります。

以上です。

河合議長 今村さん、再々質問ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 はい、今村さん。

今村議員 今、課長がおっしゃった譲渡可能戸数は88戸あると。生保の方は19戸と、

町に返還してしまった方は15戸あるということですがけれども、なぜこの88戸が非常に譲渡の話が進まないのか。そこにはどういう原因があるのでしょうか。

それと、予算を見てて思うんですけれども、分離可能型の譲渡と分離不可型の譲渡の、そのときの改良住宅の譲渡契約に係る経費表というのを譲渡を希望される方に渡しているんですね。それを見ましても、分離可能型は、真ん中の物置を撤去して、上を切って、境界にブロックとフェンスを造ると。あのやり方で結構工事費、高いですよ。700万ぐらいはかかるんですね、あれ。あの1棟分を分けると。だから、そういう工事費をかけてやる。分離不可型は工事が無いから、もう老朽化して撤去されている物置をもう一度ちゃんと配置するというやり方なんですけど、でももう年数があそこまでたってしまうと、それも早くやって、分離不可型で片側譲渡の人は、住み続けたい。片一方は町にもう返したとか、また、亡くなって住んでないところとか、あやふやなところいっぱいありますよね。そういうのも、なぜ早くそういうことを整理しないのかというのが、私、非常に疑問に思うんです。

これはなぜかという、豊郷町で同和対策事業というのは本当に一大事業で行われてきました。本当にあの地域の環境改善とか、住んでいる方たちのいろんな対策が取られて、それで、今日、町内では、本当に混住になってきてるし、いい面もいっぱい出てるんです。

でも、最後にやっぱり思うのは、この改良住宅が、町の取り組んだ同和対策事業の最終事業だと思うんですね。だから、それをやっぱり早く終わらせるために、人権政策課がこれまでやっていただいています、そういうことに対して、速度を速めて、もうここ一、二年で全て終わるという形ができない理由。町の最高責任者は町長やから、町長がそういう決意がなかったらなかなかできないとは思いますが、申請して大体3か月には譲渡の、国に申請していただいて、本人に契約して本人名義になるという話なんですけど。それをやっぱり早く、もうここまで来て、いつまでも年に何件かで終わらせるようなやり方では、非常に豊郷のこれまでやってきた同和対策事業の最終事業としておかしいと思うんです。

もう町内全体では、そういう垣根はもうなくなってきてますからね。みんなお互いに行ったり来たり、いろんなこともありますし、改良住宅の中を散歩で、他の字の人が歩いておられるしね。そういうこともあるので、早期にこれは解決すべきだと思いますが、それに対する決意を、課長でも町長でも結構です、求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 この改良住宅譲渡については、人権問題解決を進めるための財政対策協議会というのが全国でございまして、それと全国の譲渡推進協議会、この2つの団体があって、それでいろいろな形の中で、厚労省なり住宅局の方にも陳情を行っているところでもございます。

なかなか進まないというのは、いろいろ入居者の皆さん方との件もございませうけれども、今、全国の改良住宅譲渡の推進協議会の中では、豊郷町が一番進んでいる状況であります。いろんな状況の中で、担当課の中でも苦勞しながら進めております。

ぜひともまた、入居者の皆さん方のご協力をいただきながら、しっかりと進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

河合議長 今村さん、次の質問に行ってください。

今村議員 続きまして、第8期豊郷町介護保険事業におけるコロナ対策など、具体的取組はということで、町長にお尋ねいたします。

第8期介護保険事業が始まりました。コロナ禍が続く中、介護認定者や家族の皆さんは大変な日々です。また、団塊の世代が75歳になっていきますが、今期3年間の町介護保険事業について、コロナ禍にどう対応するのか。そして、8期計画の重点事業は何か。また、元気な高齢者をどう増やすのかについて、町の見解を求めます。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村恵美子議員の第8期豊郷町介護保険事業におけるコロナ対策など、具体的な取組はのご質問にお答えいたします。

まず、今期3年間の介護保険事業について、コロナ禍にどう対応するかについてですけれども、新型コロナウイルス感染症に対する取組につきましては、第8期介護保険事業計画にもありますとおり、基本的な感染症対策として、手洗い、手指の消毒、マスクの着用を含むせきエチケットによる対応を各事業者に徹底していただきたいと考えております。

また、施設での感染が発生した場合は、彦根愛知犬上、彦愛犬介護保険事業者協議会と連携して、職員応援派遣事業に協力してまいりたいと考えております。

続きまして、第8期事業計画の重点事業はとのことですが、高齢者保健福祉計画ではありますが、自立支援健康増進事業元気力アップ教室の拡大、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、本町では後期高齢者保健事業である「後期になっても一生青春」事業を重点的に取り組んでいきたいと考えており

ます。

また、以前からお答えしておりますとおり、高齢者になるまで、言わば65歳に至るまでに、自身の健康に今まで以上に向き合っていたいただき、元気な状態で高齢者となられる方を増やすため、成人すこやか健診、特定健診をはじめ、各種がん検診の受診勧奨を積極的に実施していきたいと考えております。

以上です。

河合議長 今村さん、再質問ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 はい。今村さん。

今村議員 コロナ対策をどう考えているのかという質問では、感染予防対策、3密避けて、手洗い慣行して、そういうのは事業者個人の問題として、もう十分にみんなやっています。私、そのコロナ対策で一番心配しているのは、やはり高齢者の皆さんは、やっぱり外に出るとどこでコロナ感染するか分からないから、お買物も短時間で終わらせて、あまりいろんなところに行かない、家で引き籠もる、そういう高齢者が基本的には多いんじゃないでしょうかね。

そういう方たちが家でじっとしていると、やっぱりどっちかというと、運動機能の低下や、また、精神的にうつ状態になる人、また、認知機能の低下とか、そのことがやっぱり心配されると、私は思います。

ですから、今、コロナ禍の中で、本当に今、65歳以上のワクチンの投与が始まりましたので、豊郷でもほとんどの方が打っていただけたと思うんですけども、でも、打っても100%感染しないわけでもないし、これがいつまで変異株に効くのかという問題もありますので、こういった高齢者の皆さんのコロナ禍の不安とかそういうことに対して、やっぱり対応していくのは地域包括センターとか、そういう地域の事情を知った人たちがやっていかなきゃいけないと思うんですね。

自立支援、保健予防、こういったことをやって、今一生を元気に現役でというような話ですから、それはもう第7期のときから言うてる話なんですけど、豊郷で重点的に考えるべきことは、いかにして認定率を下げるか、また、いかにして重度化をさせないか。元気高齢者をつくるためのそういった施策を、第8期でどう展開させるかが問われていると思うんです。

独り暮らしの方、高齢者のみの世帯の方、老老介護をされている方、低年金世帯で利用料が払えない方。こういった方々の本当にケアをしていくということが、今、非常に大事だと思うんですが、先ほどの簡単に課長おっしゃりましたが、そういう中で、第8期で重点事業としてこれをこういう形でやるという具体的

な話をちょっとお聞かせください。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村恵美子議員の再質問にお答えいたします。

高齢者が出歩かない、引き籠るための運動機能、認識機能低下につきましては、昨年度にはなるんですけれども、「健幸のぼし体操」という動画の方を作成しまして、町の公式YouTubeチャンネルの方にも掲載しておりますし、地域の、まあまあちょっと人が集まること自体がそもそも難しいという点はあるんですけれども、地域でも使えるよう、メディアを老人会の方に渡しておりますので、そちらの方の活用をしていただければというふうに考えております。

先ほど議員もおっしゃっていただきましたとおり、65歳以上のワクチンの接種が進めば、今、現時点で言われているのはワクチンの有効率96%とされていますので、かなり感染は抑えられる状況。ただ、感染自体は抑えられますけれども、マスクの着用、手洗い、うがいの徹底をしていただいで、マスクを着用すれば、今まではなかなか出歩けなかったものが、以前よりは出歩けるようになるかなというふうには考えておりますので、こちらの方は積極的に今後も進めていきたいと考えております。

あと、認定率の低下につきましては、現時点で認定を受けておられる方が、奇跡的に回復して、要介護、要支援から自立になることというのは、もうほぼほぼあり得ない話でございますので、こちらにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、若い世代の方が自身の健康に注意していただいで、認定率の低下というのは、そもそも元気な老人を増やすという意味では、65歳になられる方が認定を受けないという、若い頃から自分の体に気をつけていただいで、健康に65歳以上を迎えていただいで、言い方は悪いですけども、お亡くなりになるまで元気なまま過ごしていただけるといのは、まず若い頃からの健診なり、自身の体を気を遣っていただくことが、まず重要なことと思っております。

あと、重度化防止につきましては、人間年齢を重ねていけば、当然、機能の方は低下をしていきます。例えば、要介護1の方が死ぬまで要介護1というのは、ほぼほぼあり得ない話でございますので、ADLというのは年々、年によって下がっていきますので、ここにつきましては、介護保険事業計画というよりは、あくまでも介護保険の中のケアマネさんが、本人さんの状況等を踏まえて、ADLをどれだけ維持できるかという計画の方を策定してやっただく。

最終的には、当然筋力の低下なり、関節が弱っていくなり、それは当然老化というのは人間避けられないものでございますので、こちらについては、できるだ

け重度化を伸ばしていくという方向で、今までも、現時点でも、当然ケアマネさんの方がやっていただけているのかなというふうに思っております。

あと、現時点では、元気力アップをなかなか行えない、コロナで人を集めるというのはなかなか難しいというところもありますけれども、元気力アップはあくまでも町としてやっている部分ではございますけれども、枠にも制限の方もございますし、最終的には、地域で元気力アップの卒業生の方が、それぞれ地域で、運動教室というわけではないですけれども、運動して、自身なり近所で機能を維持していくというのが、最終的に裾野が広がっていくのが一番かと思っておりますので、こちらにつきましては、スポーツ振興計画の方も関連も出てくるかと思えますけれども、あくまでも介護保険だけでどうこうできるものでございませぬので、町全体の取組として、一生青春というふうに言っていますので、そこら辺をもう少し実施していければと考えております。

あと、地域包括支援センターにつきましては、現時点でも独居の老人で認知症のある方の管理というとおかしいですけども、そのモニタリングもおかしいな、見守り等もやっていただいていますし、こちらにつきましても、これからコロナ禍で、今、現時点でも何人かうちの方で関わっているケースの方もありますので、これも職員の数には限りがございますけれども、できる限り関わっていければなというふうに考えております。

以上です。

河合議長 今村さん、再々質問ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 はい、今村さん。

今村議員 今の課長の答弁は、当然な話を言うてただけだなというふうに感じたんです。これから、団塊の世代が後期高齢者になっていきますし、今、認知症という、そういう問題も出てきて、豊郷でも認知症対策を若干はしようという形になっておりますが、やはり元気でいてもらうということのためには、やっぱり高齢者にもちゃんとした栄養と、それから、運動、生きがい。こういったことがやっぱりミックスされないと、ただ現象が出たから、あなたは認定を受けてくださいね、そのサービスはこんだけですけど、利用料はここまでですよ、そのお金が払えなかったら受けられませんよという話とかね。やっぱり、今、豊郷の現状では、低年金高齢者が多い自治体ですよ。こういった中で、そういう人たちに元気に暮らしていただける、地域で、住み慣れたわが家で暮らしていただけるためには、やっぱり町の包括的な支援なしには、私はできないと思うんです。

もう国会では、後期高齢者の2割医療費負担とか、そういう医療費も負担がど

んどん増えているんですね。介護保険料も高いですから、みんなやっぱりそういったことを考えて、自分の懐と相談しながらじゃないと受けられないと。うちは一般施策もある程度、デイサービスやら取り組んでいただいて、そういうのはすごくいいんですが、やっぱり基本的には、ちゃんとした栄養を取って、そして、運動も運動機能を低下させない。そして、高齢者同士でいろんな生きがいを持って暮らせる、1人でも楽しく暮らせる、医療も必要な医療は受けられる。こういったことが必要だと思うんですが、こういうことをやっぱり8期で本当にやらなかったら、今は若干下がりましたが、それでも高い介護保険料で、認定率は介護3以上が必然的に増えていくという言い方でしたが、施設入所者が多い豊郷町では、やっぱりみんな医療費を払えなくて、病気になって病院にかつぎ込まれて、介護4とか、あれになってしまう、豊郷病院に運ばれて。そういうところまで追い詰めるようなやり方では、改善されないと思うんです。

そのために第8期の介護事業計画をつくっていただいているんですが、いきがい協働センターでも老人高齢者の生きがいを実践する場とかいう、この最初の構想はあったんですけど、そういう施設はいっぱい造ったけど、それがうまく活用もできてない現状の中で、もう今年度も6月、4分の1ぐらい過ぎてくるんですが、今年度で、担当課として、今の高齢者65歳以上2,000人ちょっといますけど、どういう施策が今の豊郷の介護事業に一番有効かということは、最後になりますが、ちょっと課長の答弁を聞きます。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の再々質問の方にお答えしたいと思います。

介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画の方を若干混同されているかなというふうに思いますので、あくまでも介護保険事業計画につきましては、介護保険の給付に基づいて、保険料決定するのが介護保険事業計画でございます。高齢者に高齢者の生きがいづくりであるとかというのは、高齢者保健福祉計画、本来であれば保健福祉課の所管にはなるんですけれども、そちらの方が所管にはなるかと思っております。

確かに議員のおっしゃるように、栄養とか、生きがいであるとか、運動というのが一番重要というのも当然のことだと思っております。特に、フレイル、最近では言われておりますけども、高齢者の低栄養でフレイルというので、一気に、一気にというわけじゃないですけど、弱っていかれるということがありますので、今、保健福祉課の方でやっておられますけども、高齢者の給食サービスの実施であるとか、宅老所の整備で生きがいづくりの方、また、生きがいデイサービス

等々もやっていただいております。

こちらにつきましては、これまでどおり継続的に実施をしてきていただいておりますし、こちらの枠の拡大、例えば、高齢者給食サービスでもう少し枠を広げていただいたりという部分をもう少し実施していただければ、低栄養の住民が減っていくのかなというふうに思っています。

何が必要かということですが、基本的には、町としてやっていく部分というのは当然あるかと思っておりますが、あくまでも個人としてどう取り組んでいただくのかということも大事かと思っております。町が全てできたから、高齢者の方が元気でずっと生きていけるというわけではございません。当然、個人個人の心持ちで、例えば、今、1キロメートル歩こうとか、歩ける範囲で歩こう、そういう個人個人の取組と併せて、行政の給食サービスであるとか、そういったもので最終的には元気な高齢者が増えていくというふうには考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

河合議長 今村さん、次の質問、行ってください。

今村議員 続きまして、核兵器廃絶に対する町長の見解を問います。

町長、教育長にお尋ねいたします。

唯一の被爆国のわが国は、まだ核兵器禁止条約への批准はされておられません。しかし、もう既に、今年1月に世界の52か国が批准して、核兵器禁止条約は発効されました。豊郷町は核兵器廃絶を目指し、非核3原則を堅持する恒久平和宣言の町です。豊郷町は県下19市町とともに平和市長会議に加盟しています。

しかし、日本非核宣言自治体協議会には未加盟です。また、町議会では、核兵器禁止条約批准を求める請願は採択されていて、政府や国会等に意見書が送付されています。今、世界はコロナ禍に国境を越えて収束のため協力しています。非人道的破壊兵器の核兵器をなくすことは、人類全体の存続がかかった重要な課題です。

豊郷町で核兵器廃絶を日常的に若者、また、子どもたちに啓発啓蒙するために、日本非核宣言自治体協議会に加盟を、ぜひしていただきたいと考えています。

そして、町独自の核兵器廃絶事業を積極的に進めてほしいと思っておりますが、答弁を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、10番、今村議員の核兵器廃絶に対する見解を問うにお答えいたします。

ご承知のとおり、豊郷町は恒久平和宣言の町であり、宣言文にありますように、私たち豊郷町民は、人類の恒久平和を実現するため、わが国の基本方針である非核三原則を堅持し、核兵器の廃絶を目指し、核戦争の防止を強く訴え、ここに豊郷町恒久平和町とすることを宣言するとされております。

また、議員おっしゃったように、平和首長会議にも加盟しておりますので、日本非核宣言自治体協議会への加盟は考えておりません。

河合議長 今村さん、再質問ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 はい、今村さん。

今村議員 町長は、今、日本非核宣言自治体協議会には加盟は考えていないということでしたけれども、日本非核宣言自治体協議会、これは全国で入っておられるところが三百幾らあるんですけどね。滋賀県の中では、1市3町だけが入っているんですね。米原市と日野町と竜王町と甲良町の1市3町がこの日本非核宣言自治体協議会、ここの活動は、事務局が、長崎市の非核推進課というところがありまして、そこで全国に発信をして、そういった核兵器廃絶に向けたいろんな自治体同士の取組や、そういう事業に対しても、親子で被爆地へ行ったりとか、そういう活動をしたりとか、総合支援をやっているんですけども、なぜ今そういうふうに思うかというのは、やはり、わが国においては、広島、長崎が世界で唯一の被爆を受けた国なんですけど、残念なことに、菅首相は、アメリカの核の傘の下でこの批准はできないということを国会でも言っているわけですよ。

でも、現実的には、日本が世界の中で、この核兵器廃絶の、一番の体験をした国が、いろんなところでやっぱり声を上げていかななくては、日本の平和憲法ができる礎になってきたのも、やはり戦争の惨禍を二度と繰り返さない。まして、人道的に考えた、この無差別殺りく兵器ですよ。そういったものをなくしていくということに対して、わが国がそういう声を上げていかななくてはならないわけですけども、全国にはそういった形で、自治体レベルでいろんな取組をしておられます。

ここの教育長にも、子どもの平和学習の問題でも、やっぱりそういうのは語り継いで、被爆者も高齢化して亡くなる方もいっぱいいらっしゃいますが、そういう実態を知らせていかななくては、本当に核兵器廃絶ということにはならないと思うんですね。そういった面で、私は豊郷もそういったことを先進的にやっていく。結構、米原市なんかいろんな交流もやっていますしね。そういう、もう既に入っている自治体の、この年間負担金2万円なんですけど、それでいろんな取組ができますので、ぜひ考えて、参加するというこのための検討もしていただ

きたいということを思っておりますが、なぜ入らないとおっしゃるのか、その辺を説明してください。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、再質問にお答えします。

日本非核宣言自治体協議会の設立趣旨、活動理念、それと平和首長会議の規約、目的及び原則がありますが、ほとんど中身は同じような形でございます。

まず、核兵器の国際的な規模で喚起する。そしてまた、世界恒久平和の実現に寄与することを目的としています。そして、国際連合と協調の下に、核兵器の全面撤廃と恒久平和の確立、さらには、飢餓、貧困等の諸問題の解消、難民問題、人権問題の解決及び環境保護に向けて活動する。また、都市間、先ほど言いました相互の交流、相互理解の下に連帯の絆をより強固にしつつ、この規約に従って目的達成のため誠実に行動する。他の都市にも連帯を呼びかけ、広島、長崎の心の復旧に努め、さらに連帯の輪を広げると、もろもろ書いてありますので、同じような活動内容ですので、あえてやる必要はないということで、それで加盟はしないということでお答えしたとおりでございます。

河合議長 今村さん、再々質問ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 はい、今村さん。

今村議員 今、町長の話聞いてみると、同じような内容だから入る必要がないと言いましたけど、平和市長会議というのは世界中を網羅してるんですね。これは日本平和宣言自治体協議会、わが国における各自治体で、この活動をお互いに協力しながらいろいろやっていこうという理念は一緒でも、構成団体がちょっと違います。

そういう面では、私は、こういうことを子どもの平和学習、生涯学習でも、そういうことにすごくそれを取り入れてもらえば、今、世界が非常にきなくさい世界になってきています。

だから、そういう中で、いかにこういった非人道的殺りく兵器の核兵器が人類の生存を脅かしているのかという問題なんかを、子どものうちから、いろんな事例をつくってやっていくというのが一番大事だと思いますし、そういう語り部の人たちの話も聞くとか、現地に行くとか、そういうことに、やっぱり平和の問題を町が積極的にやっていくことが、今、求められていると思っています。

町長は、今で十分だっておっしゃり方しましたが、教育長の方は、そういうことも含んだ平和学習なんかに取り組んでいると思うんですけれども、そういう

観点で、今の時期に、特にこういったことに対して、世界ではもうこういう批准ができたから、核兵器禁止条約というのができてるんです。本当は真っ先に入るのが日本のはずなんですけど、入りませんが、そういったことで、教育長の意見を聞かせてください。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 今村議員さんの再々質問にお答えいたします。

学校では、主に小学校6年生と中学校の歴史の中で、平和学習の一環として、戦争が起こったというそういう事実を指導しているところであります。その中で、ちょっと参考として、中学校の修学旅行では、今年は実施できなかったのもので、平成29年に東京へ行って平和学習をしております。ちょっとその部分ではこういうふうな報告書が上がっております。

平和学習では、平和祈念展示資料館を訪れて、護衛艦に乗船して15歳で戦地に赴かれた語り部さんの講和を聞き、改めて戦争の悲惨さを学び、平和への決意を確認しましたというような報告事例を受けております。

中学校では、こうして長崎、広島、これは東京なんですけど、ご指摘のように語り部さんの話を聞くというのが、一番戦争の悲惨さを物語っていて、子どもたちの心に響くのではないかとということですが、何分、語り部さんの高齢化が進んでいるという中で、我々、どうしてそこら辺を確保していくかということも非常に大きな課題であります。

そして、非核三原則、つくらず、持たず、持ち込ませぬの学習をはじめ、平和学習の中で、特に、原子爆弾の恐ろしさについては、一度に何万、何十万人の方の命を奪うというだけじゃなく、この核については、後々後遺症で悩まれる方が何年も続くという、そういった恐ろしさも子どもたちに指導しているという状況でありますので、平和学習と併せて、戦争の悲惨さと、子どもたちにずっと我々が教えていかなければいけない事情であるということは思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

河合議長 今村さん、次の質問行ってください。

今村議員 はい。次、行きます。続きまして、彦愛犬広域行政組合による新ごみ処理施設の整備事業計画を問うということで、町長にお尋ねいたします。

荒神山の麓に、1市4町による大型ごみ処理施設建設計画が進んでいます。先の彦根市長選挙で新しい和田市長が誕生して、荒神山のトンネルは造らないと言っています。彦根市では、荒神山を守る住民団体ができ、関係市町にも広がっ

ています。

また、広域行政組合は、環境アセスメントを令和5年まで計画予定をしています。広域議員から建設予定地が軟弱地盤であることが分かったと聞きましたが、当初計画200億円にアクセス道路建設、軟弱地盤の改良などを考えると、工事費が大きく膨らむことは明らかなです。菅政権は脱炭素社会を目指し、2050年までに脱炭素化実現、カーボンニュートラルとかいろいろ言いまして、その目標を明確化してきました。

このような時期に、ごみ焼却による温暖化ガスを、24時間稼働できる、こういう公共ごみ焼却施設に環境庁の交付金が支出されるのかという問題もこれから出てくるのではないのでしょうか。

今なら、施設整備計画の変更は十分に可能です。豊郷町の行政責任者として、この工事計画の見直しを提言すべきと思いますが、町長の見解を求めます。

住民生活課長 議長。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 今村議員のご質問にお答えいたします。

現在の建設方針につきましては、選定当時から軟弱地盤を想定しておりました。敷地造成工事及び施設整備工事の概算費用は、今年度中に明らかになる予定でございます。

選定当初にお示ししました造成費や施設整備費については、あくまで概算費用でありまして、今後、建設物価の上昇や詳細設計により概算額が変動することは想定されます。全体的な概算費用が判明すれば、組合管理者会及び組合議会で協議することとなります。

現在の循環型社会形成交付金の制度では、エネルギー回収型廃棄物処理施設やマテリアルリサイクル施設を整備する場合を、交付対象としております。熱回収施設の整備については、二酸化炭素排出削減や、ダイオキシン類排出抑制の面から、従来どおりの交付の対象となるものと考えられます。

この新ごみ処理施設整備事業は、平成11年3月に滋賀県が滋賀県一般廃棄物処理広域化処理を策定、一般廃棄物の処理を広域で行う方針が示され、平成13年6月、湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会が発足。湖東圏域における広域処理の検討が始められたときからの長い歴史があり、現在、建設候補地が決まり、環境影響評価も始まり、令和11年度の稼働に向けて、1市4町が推し進めている大切な事業と思っております。

以上です。

河合議長 今村さん、再質問ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 はい、今村さん。

今村議員 今、課長の答弁を聞きましたが、環境省は今、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金というのも一方ではつくっています。このような時期に、こんな24時間稼働で減量化ができないような施設はやめるべきだと思いますが、町長の見解を伺います。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、再質問にお答えします。

プラスチックの減量化ということで、これからはバイオプラスチックの方に方向性が向いていくものだと思います。そうしますと、炭酸ガスの削減も行っていくますし、そして、バイオプラスチックの場合は、汚れていないのは再利用でリサイクルされますし、汚れているバイオプラスチックは焼却となります。そうしますと、同じようにやっぱりごみは出てくるわけでありまして。

それとともに、サーマルリサイクルですから、焼却することによって発電するというのは、これは二酸化炭素の削減効果もあります。

そういう状況の中で、これからいろいろ2050年で相当な目標を立てておられます。国の方では、本人はおっしゃっておりませんが、原発のことがあるんだと思うんですが、私はやはりアンモニアから水素ガスの利用を、日本は技術的にも相当進んでおりますので、これを使うことによって、2050年のカーボンニュートラルができていくものと考えております。

以上です。

今村議員 はい。次、行きます。

河合議長 はい、どうぞ。

今村議員 続きまして、町内中小零細業者への営業と生活支援をと。町長にお尋ねいたします。

国、県は、コロナ禍による収入減に対して、雇用調整交付金やその他いろいろして、利用された方がおられます。こういった中で、申告が終わりましたから、町内業者の減免申請は何件出ていましたか。

また、次に、今後4波がまた続いておりますが、生活は大変です。こういった中で、町として廃業を防ぐ、こういった施策、営業支援の施策を含めて、見解を求めます。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 今村議員の町内中小零細業者への営業と生活支援をについて、お答えいたします。

ご質問の、町内業者の減免申請の件数についてですが、初めに、国保税や介護保険料の減免件数につきましては、町内業者ではなく個人からの減免件数となります。

まず、令和2年度、国保税のコロナ減免件数は18件です。

次に、介護保険料の減免件数は12件です。そのほか、固定資産税においては、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する課税標準の特例措置に関する申告が31件です。

次の、町独自の営業支援施策、税、公共料金、家賃の減免などの取組についてですが、営業支援施策については、1万円で5,000円のプレミアムがついたプレミアム商品券を発行し、町内店舗や町内事業所の支援につながるよう実施するものです。

また、町独自の税、公共料金、家賃の減免につきましては、現在のところ考えておりません。

以上です。

河合議長 今村さん、再質問ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

今村議員 課長は、プレミアム商品券で、非常にそれで今の事業がいいと思っておられるかもしれませんが、やはり、中小零細業者の皆さんにとってみたら、営業自体が大変やし、税金も大変。そういった中で、国保世帯に関しては傷病見舞金制度、こういったことを多賀町はやってます。緩和措置で、換価の猶予とか、納税の猶予、徴収の猶予も取り組むところもあります。

また、金融機関に、日本政策銀行なんかから借りた場合には、利子補給をするとか、保証金を免除するとか、そういうこともやってるところもあります。

また、臨時交付金を活用してこのプレミアムと言いますが、1万5,000円払えない、こういった生活困窮者もいっぱいいます。その点に関しては考え直して、地域仮想通貨事業とか、子ども食堂の臨時代替事業とか、変更も考えるべきだと思います。

以上です。答弁どうぞ。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、今村議員のご質問にお答えをいたします。

種々ご提案をいただきましてありがとうございました。本町、先ほど産業振興課長が答弁させていただいたとおり、プレミアム商品券をもちまして、中小企業の支援の方に当たりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 今村議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、他町が徴収猶予があるということですが、本町におきましても、新型コロナウイルスの影響におきまして、徴収猶予の方も、昨年2年度ですけど、17件、1,300万円猶予したところでございます。

以上です。

河合議長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午後3時34分 散会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和3年6月8日

豊郷町議会議長

議 員

議 員